ストラとる

陸接國境關稅

明和三年三月

明那五年四月三

ル調式

サイン

、三 (瑞西各陰圖通商

朝鮮和長府財務



ויון =; 瑞西 瑞 瑞 瑞 炟 西 西 伊 墺 佛 獨 太 闕

西

條

約

ح

條

約

內

容

通 通 通 通 商 商 商 商

利

條

約

太

利

條 約 瑞西獨乙通商條約

「瑞西、獨逸」通商條

約

約說

書ハ千九百四年十一月十二日附追加條約ヲ以テ次ノ如ク協定セラレタリ

千八百九十一年十二月十日附「スイス」「ドイツ」間ノ通商及開稅ニ闘スル條約ノ規定並共ノ附屬書及終局議定

條約

作 兩締約國ハ丘ニ輸出輸入並通過貿易ニ關シ凡テ最惠國ノ取扱ヲ爲スモノトス

依ヶ兩締約國ハ上記ノ關係ニ基キ各締約國ノ一方ニ對シ第三國ニ旣ニ許容シ又ハ將來許容 ントスル凡テノ特權並便益、 特ニ輸出税輸入税ノ軽減ヲ何等ノ反對給付ナク均密セシム w t 3

但シ本規定ニ關スル除外例ハ左記ノ場合ノ外之ヲ認メス

兩締約國ハ又輸入輸出又ハ通過貿易ノ何等カノ禁止ニ依リテ兩國間相互ノ貿易ヲ阻害セサル

ŀ

ヲ協約ス

異常時ニ於ケル軍需品ニ關スル場合

7

ŀ

ヲ保證ス

二、公安保持ノ理由ニ依ル場合

AL PA

公衆衛生上又ハ動植物ノ疾病及害虫又ハ其ノ他ノ危險ヲ防止スルニ必要ナル 場合

内國立法ノ施行ニ依リ、或種品目ノ生産、運送、販賣又ハ消費ヲ制限シ又ハ禁止

スル場

合

四

第二條 スニ際シテハ該税率表規定ノ條件ニ依り取扱フモ 本條約附属A書ノ税率表ニ揭記セル「スイス」原産品又ハ製造品ノ「ドイツ」關稅地帶輸 ノ ト ス

本條約附屬B書ノ税率表ニ揭記セル「ドイツ」原産品又ハ製造品ノ「スイス」쏆税地域輸入ニ當 y ラ ハ該税率表規定ノ條件ニ依リ取扱フモノト

第三條 方ニ於テハ凡テ通過税ヲ冤除スルモ 兩締約國ハ互 ニ兩國領土 ノ一方ョ ナ ト リ運送シ又ハ一方ニ運送スル各種貨物ニ對シテハ他 ス

第五條 兩締約國 |八互ニ輸出シタル物件ト再輸入 スル物件ト同一物ナルコ トノ確實ナル左記

「ハ相互ノ陸境貿易ヲ簡便ナラシメンカ為本條約附屬C書ノ特別規定ヲ是認ス

第四條

兩締約國

モノニ對シテハ輸入稅及輸出稅ノ免除ヲナスモノトス

ル貨物(消費食料品ヲ除ク)又ハ賣買未定ノモノ若ハ見本トシテ市場竝市場以外ニ運搬シタ 一方ノ傰税領域ニ於ケル自由貿易地域 ョリ輸出 シ他ノ領域内ニ於ケル市場竝市ニ運搬ス

w 貨物ニシ テ豫定期間内ニ 原出地へ返還スル ÷ ,

一方ノ領 域 コリ他 方 ノ市場ニ連ヒ タル家畜ニシテ販賣 t ス シテ原出地ニ 返還ス jν Ŧ

貨物輸出 ノ捲軸及之ニ類似スル物品並商用上使用セラレ 使用ノタメー方ノ領域ヨリ他方 ノ領域ニ 輸入ス ル箱其 ノ他ノ包裝材料及糸捲

タ

jν

各种

ノ包装、

若ハ之等ト

同

木製及紙製

物件ニシテ他方ヨリ返送セラレ 前記ノ用途ニ使用セラ レ タ jν = ŀ ノ證明ア v ŧ ,

後若 ハ入牧期間 後再ヒ 原出地へ送還スル Æ

飼養ノ為若ハ牧場ニ

入レン

力為一

方ノ關稅域ョ

リ他方ノ領土ニ伴

ヒ來ル家畜ニシ

ラ

飼養

第六條 兩 締約 國 <u>/</u> **方**ョ ツ他 テー 國二修繕又 ٧, 加工ヲ目的トシ テ行 ハル v 輸入貨物 ノ貿易

左記物件ノ當該國 ョリ ノ返送ノ際ニ於テ輸入稅及輸出稅ノ免除ヲ ナ ス **=** ŀ ヲ協定

ス

朤

テ

(1) 紋附、 桛又ハ糸捲ニ捲き、 練上 壓搾、 襞寄、 又ハ之ニ類似スル加工ヲ施ス爲ノ各種ノ絹竝 **撚合**、 洗滌、 漂白、 メ ル Ŀ ŋ -E. 染色、 **染替、** 絲及織 模様印 物 刷型附, 波

D D 製鞣 プ皮質 ŧ 皮

共ノ他 他 デ — 國 Ī 物 領域 件 = シ = ラ特ニ 輸 出 セ 定メラレ ラ ν タ įν タ Æ jν , 規定ニ = シ テ假漆 準振シ ヲ途リ臍キ 兩締約國ノー 叉 ۱۰ 納 力 誰ヲ 3 y 他 施 力ノ修繕 ス為ノ物件

☱

加工若ハ精製ノ為輸入セラレ其ノ工程ヲ終リタル後原出地ニ再輸入スル際其ノ本來ノ性! t サルモ

此等ノ場合ニ於テハ凡テ輸出セル商品竝物件ト再輸入スル商品竝物件ト同一ナルコトノ

尙左記ノ物件ニシテ同一ナル事ノ正當ニ立證セラルルモノハ輸入稅及輸出稅ヲ免除スヘ

實ナル

證明ヲ必要トス

織物ニシテ之ニ刺繍ヲ施シタル後再ヒ原出地ニ返還センカ為「スイス」ヨリ Lindau

Pfronten ノ「バヴアロアズ」税關ノ行政區 Friedrichshafen ノ「ウルタンベルデオア」税

ノ行政區Sigmaringenノ「プルシエン」税㈱行政區及 Constanc ノ「バドア」行政區ニ輸送 ノ又ハ「ドイツ」ヨリ「スイス」ニ送付セラルルモノ又刺繍用闘案紙(stickumsterblätt

竝刺繍材料(絹又ハ綿糸)ニ對シテモ織物ノ如ク稅㈱ノ免除ヲナスモノトス

一、未裁斷ノ天鷺絨、 カ為[ドイツ」ヨリ「スイス」ニ輸入シ之カ工程ヲ終リタル後再ヒ原出地ニ送還スルモノ 絹綿天鵞絨並之ニ類似セル織物ニシテ「スイス」ニ於テ殻斷ヲナサ

關稅免除ヲ行フモノトス但シ右證據ハ染色叉ハ染換ノ絹ニ對シテハ必要トセ 此等ノ場合ニ於テハ凡テ加工ノ爲輸出セル商品カ内國産タルコトノ證據ノ提示ニ依リ ス

第七 條 兩 繘 約 國 ŀ 相 瓦 1 通 商 關 係 ヲ 助 成 ح-ン カ Ø × 關 稅 行 政 Ŀ 支 陭 ヲ 來 サ サ N 範 圍 = 於 テ

能

フ限リ通關手續ヲ簡易ナラシムヘシ

第 品 八 **シ** 條 課 = 課 稅 繙 ス ス w w 約 生 國 埸 產 台 國 ハ 製造 費 如 何 ナ 叉 爲 ナ 蚁 w ۸۷ 事 消 ٠, 由 費 國 = 對 郡 依 jν ス 市 Æ N 自 内 HÎ. 囡 國 稅 生 朴 產 ヲ 及公共 品 繙 約 3 y 國 懰 髙 丿 他 摮 體 1 1 1 收 稅 方 ス 7 課 1 1 生 爲 シ 綵 叉 產 約 ハ = 係 囡 3 ŋ w 1 繁 同 方 裤 딞 • ナ 生 w = 對 手 產

絲 約 烟 ۸ر μſ V ŧ 自 阅 = 於 テ 生 產 セ サ w 品 月 ⋍ **>**/ ナ 本 條 約 附 月 稅 率 表 <u>۔</u> 包 含 ス w æ 1 = 對 シ ラ

續

7

設

ク

n

3

ŀ

ヲ

得

ス

共

1

翰

ス

=

當

リ

內

國

稅

1

4

由

<u>=</u>

依

ŋ

ラ

新

稅

ヲ

得

シ

叉

٠,

琘

稅

ス

w

⇉

ŀ

ヲ

得

ス

依 1 締 關 ŋ 約 新 稅 圆 著 = 1 消 ۱۷ 附 狴 力 加 稅 = 蚁 稅 シ 7 テ ۱ر 内 直 若 闳 シ = 課 本 稅 岩 條 ス 約 w ٠, 附 附 ŀ 加 廛 稅 稅 ヲ 得 ラ 摮 設 表 シ 定 = シ 包 含 タ w ス 場 w 內 合 ۸۷ 阈 间 生 產 , 叉 外 ٠٠. 内 政 產 圆 밂 製 造 1 輸 딦 ス 對 = 當 シ 必 IJ 要 同

該専 緇 約 賣 國 保 Γ. 芀 = 對 政 ス 腁 n 7 Щĵ 附 加 賣 띪 輸 ス タ 翮 w 稅 床 品品 1 假 拉 此 分 內 等 國 獨 產 専 밂 1 同 ノ 娛 秱 造 物 伴 = 充 = 對 ä シ ス ラ w 本 物 件 稅 • ノ 徴 轍 收 ス ヲ = 15 對 シ ٠ در + テ w

場 合 = 於 テ æ 1 ヲ 課 ス jν 3 ŀ ヲ 得 シ

第九條 認書ノ提出ニ依リテ居住國タル本國ニ於テ正當ニ納稅ヲナ w 生産者ノ宅ニ於テ賣買契約ヲナス權限ヲ有ス ス モ 本人自ラ又ハ其ノ商用派出員ヲ以テ締約國ノ他 定率 ノノ宅及貿易業者ノ宅及其ノ事務所ニ於テ注文スルコ 貿易業者製造業者及其ノ他ノ産業家ニシテ其ノ本國ノ當局ヨリ交付セラレ 法ニ規定セル關稅ノ外更ニ酒精ニ課ス ル内國税ニ相當スル租税ヲ課スル 亦其ノ職業上ノ必要ニ依リ供給貨物ヲ使用 ノ一方ニ於ケル貿易商ノ宅、 ト モ スモ ノタ 得 'n 크 ト ヲ濫明 ノ權限 取引場所叉 y ス ル産業公 w ラ保留 = 於テ

緇

約國

ハ本條第一項ニ規定セル原則ニ悖ルコトナク酒精ヲ使用シタル生産物

ノ輸入ニ對

シテ

國質業家(商用派出員)ノ此ノ種ノ許可ヲ享受スル 商 用派出員) 4 本來商品 ニアラサ ル見本品ノミヲ携帶シ トキハ商品ヲ携帶シ得ルノ權限 一得ルモ ノトス但シ 内國ニ居 ヲ與フヘ 住 ス ル内

產業公認 書 ハ本條約附屬D 書二 規定ノ雛型

ニ依リ作成

スへ

シ

締約國ハ移動工業、 行商及商工業ヲ營マサル個人宅ニ於ケル注文聚集ニ關スル立法上ノ凡テ

Æ

ノト

ス

右ニ闘シテハ何

レノ場合ニモ特別ノ

租稅

ヲ課セ ラル

jν

ŀ

ナシ産業公 認書ヲ有ス

ル質業家

ŧ

ノ自由行為ヲ保留ス

第十條 本 條約 ハ締約國 テー 方ト關稅同盟ヲ現在締結シ又ハ將來締約スル諸國若ハ領土 = 非

第十條(A) 效力ヲ及ホ 本條約附屬A及B書ノ稅率表及之ニ包含スル追加規定ノ解釋又ハ適用 ス Æ , ŀ ス

約國 ノー方ノ要求ニ依リ仲裁裁判ニ附シ之ヲ解釋 ス ~ ŧ Æ 1 ŀ ス

約國

カ第三國

|卜締結シタル條約ニ定メタル關稅率

<u>.</u>

關

シ

兩締約國

=

紛議ヲ生

シ

タ

jν

場

合

۱۷

緇

ニ腸シ

並締

仲裁裁判所ハ常ニ左記ニ依リ構成スル

Æ

ノ ト

ス

仲裁員 裁員ヲ選定シ 兩締約國ハ其 (ノ人格 テ仲裁裁判ノ職責ヲ果サシ = ノ臣民ノ中ヨリ適當ナル 願シ裁判二先チ且又一定期間ニ於テ了解ス 人物ヲ各一 ム ~ シ 名選任シ次ニー友邦國ノ臣民中 兩締約國 jν |八右 ノ權限ヲ保留 ノ場合ニ かラ任? ス 命 ス ¥ ~ リ採决仲 + 採 決

兩締約 タ生 シ タル 國 八本條約 場合モ亦仲裁裁判 ノ解釋若 ハ適用ニ = 附ス 闘シ ^ ŧ 第一項ニ **=** ŀ ヲ 特ニ承認 一規定セ ス ル事項以外 1 Æ 1 = 關シ意見 プー相違

◎附屬A書及B書譯文省略

附 陸境貿易ニ關スル規定 屬 C 書

第 一節

國境ニ隣接スル不動産及森林開發ヲ容易ナラシメンカ為左記物件ノ凡テノ輸出及輸入稅ヲ免除

禾束叉ハ有殼ノ穀類

森林生產物木材及木炭

種子

苗木(果樹及裝飾用植物ノ苗木ヲ除ク)

棒

葡萄樹支柱

各種農具

葡葡園灌漑用ノ器具及材料

動

ナ v 以上 ⇉ ŀ ア物件 ヲ 條 侔 、國境 ŀ **≥**⁄ 兩 締約國 兩 側十五キロ |ハ之ニ關スル犯則防止ニ關シ ۶ ا ŀ ルノ地域内ニ存在スル不動産ノ開發ニ ・
ナ
ハ 自國ニ於ケル取締 使用 法ヲ施 ス 行 jν ス Æ

物

シ

但

左記

ノ物件ニ

第

節

對シテハ輸出及輸入税ヲ発除スヘシ

家畜、

定ノ期間

|使用ノタメー方ノ領域ヨリ他ノ一方ノ領域ニ輸入シ次ニ使用後原

勢役ノ爲一定ノ期間一方

ノ鶋税領域ヨリ他

ノ領域ニ運行シ勞役後原出地ニ歸

還 -t-

シ

4

w

出

地

再輸入スル農業用機械

放出器具

ヲ

裁斷、

搗碎!

粉碎、

挽割等ノ工程ヲ經ンカ

タメ常時行い

'n,

ル陸境小貿易ニ於テ一方ノ領

九

木材、

秋草

甪

樹

皮

小麥、

採油用種子大麻及其ノ他農場

=

生產

スル類似ノ物品

シ

テ 之

除ス

ノ農産物

兩

締約

國

ノ領域ヲ分界スル關稅線ニテ居住家屋又ハ農舍ト隔離

ノ關稅線外ノ此等ノ居住家屋又ハ農舍ニ運搬セラル

w

ŀ

ŧ ۱۰

凡テノ輸出及輸入税ヲ免

セラ

v

タル土地

二生産

ス

n

凡ラ

æ

,

ŀ

ス

域 ョリ他方ノ領域ニ運搬シ工程ヲ終リタル後更ニ原出地ニ再輸入スルモ

,

テ行 ナ 通常陸境小貿易 シ À ハル n 後 ル加工若 再ヒ原地ニ ハ修繕ヲ施サン ニ於テ加工ノ爲特ニ捺染、 輸入スル商品又ハ物件 力 為一方 ノ領 漂白、 域 Ŧ ア他方 染色、 皮鞣紡績製織等或 ノ領域ニ 連ヒ次 = 以 八工匠家三依 1: ラ加

"

但 シ消費食料品ヲ除 四、工

匠家自作

1

物品

=

シ

ァ 他

ノ關稅領域ノ隣接市場ニ携帶シ賣却セ

ラレ

スシ

テ持婦

が物品

J. ヲ

前記第二節ノ規定ノ濫用ヲ防止センカ為兩締約國ハ必要ノ取締規定ヲ施行スヘシ jν ハ 上記目的ニ適應スル最 モノハ規定スへキ Æ ノ ト 小限度ニ於テ施行 ス スへ ŧ **=** トヲ協定スル Æ 何レノ 場 合二 モ下記 但シ該!

=

翮

規定

出來

得 ス 國境税關ノ定ムル一定ノ期間内ニ再輸出若ハ再輸入ヲ行フコ jν 規定ノ物件ヲ輸入又ハ ル限リ確證 **=** ス jν = 必要ナル記入ヲナシ國境税關ニ申告シ歸還 輸出スルニ 當リテハ物件ノ品名數量、 ኑ 三當 並同一物件ナル リテハ 同 稅關 = ŀ ヲ通過 ヲ

國境税關ハ擔保ヲ要求スルノ權限ヲ有ス但シ該擔保ハ稅額ヲ超過スヘカラサル ノ取締法 ノ施行細則 ニ關シ改訂ノ必要ヲ認ムル 場合ハ之カ協定ヲナス ^ ŧ 毛 モノト ŀ ス若シ上

「スイス」「ド 記 關稅ノ莬除ヲ行フ 生鮮又ハ簡單ナル處理ヲ施シタル肉片又ハ豚脂ニシテ重量ニキログラムヲ超エ イツ」間 第 四 餷 1. 國境小貿易ニ於テ郵便ニ依ラスシテ運送セラルル左記ノ物品 ニ關シテハ サル モノ

パチ 製粉所生產品 t リ • 才 w ニシテ重量ニキログラムヲ超エサルモ ヂ ナ 1 ル(普通ノ饅頭菓子類)ニシテ重量ニキ ノ但シ米粉及碎米ヲ除 U グ ラ L ヲ 超 ェ サ N Æ

第

五

箌

「ヌイヌ」ノ自由地帶ニ生産シ「ドイツ」ノ自由地帶ノ居住民ノ消費ノ為販賣ス 地帶ノ市場ニ鐵道ニ依ラス道路ヨリ蓮送セラルルモノニ對シテハ關稅ヲ発除 陸境小貿易ニ於テ包裝ヲ施サス單ニ袋ニ入レタル生果、生ノ紅又ハ白ノ甘藍、 ルノ目的ヲ以テ同 生馬鈴薯ニシテ

兩締約國ハ各第四節並第五節ニ規定スル便益ハ規定ノ條件ノ具備ニ依リテ供與シ又ハ之ヵ濫用

第六

節

=

場合ニー方ニ於テ取締規定ヲ設ケタルトキハ直ニ自國領域ニ同一ノ規定ヲ設クルノ椊限ヲ有ス ノ場合ハ該便益ノ一部若ハ全部ノ取消ヲナシ得ル権限ヲ保留シ他ノ一國ニ於テハ第四節規定ノ

兩編約國ノ陸境小貿易ニ於ラ勞働者ノ日用品タル食料及飲料ヲ勞働者又ハ其ノ家族ノ携帶シテ

第

七節

ルモ

ノトス

陸境ヲ通過スルモノニ對シテハ關稅ヲ免除スヘシ

附屬D書

用 公認書番號 商用旅行者ニ對スル公認書

(雛型)

何

年

紋

章

所持者住所氏名 本書ハ「スイス」、「ドイツ」及「ルユクサンブルグ」ニ於テ有效トス

年

銳

月

H

本書交附當局官廳印

本書所持人ハ…………ニ於ヲ………會社名(貿易業又ハ製造業ノ種類)………ハ下ニー ノ ………ヲ所有シ………商事旅行者ニシテ前記竝左記商社ニ對スル商品ノ注文聚集及賣

買契約ヲナサムトスルムノモルコ トヲ證明ス

********ニ於ケル*******

二、………ニ於ケル………

竝前記商店又ハ製造所ハ本國ニ於テ商工業ニ對スル正規ノ納税ヲナスコトヲ證明ス

所持人ノ人物標徴

長………

頭 髮……

徴.....

終 局 議 定 書

第一、條約第一條ニ關スル件

「スイス」聯邦政府ハ「ドイツ」帝國政府ノ要望ニ依リ「ドイツ」ト最惠國ノ取扱ヲゖ 税率ノ適用ヲ要求セ 生産ニ係ル小麥並葡萄酒類!「スイス」市場ヨリ「ドイツ」ニ輸入スルモノニ對シテ」 サルコトヲ協約 ス **→**) ١. # ル一図

條約第二條ニ關スル件

二、見本帖及端切又ハ不定形又ハ其ノ他ノ形狀ニ切斷セル部分ノ見本品但シ食料品又ハ消耗 公設ノ美術展覽會美術協會又ハ公設美術館ニ輸入セラル ル美術品

品ノ見本ヲ除

締約國ノ一方ヨリ他方ニ運送スル左記ノ物件ニ對シテハ耳ニ輸出輸入稅ヲ発除スヘシ

三、販賣又ハ營業上ノ為ニ ノ目的ヲ以テ携帶輸入ス 輸入ス jν jν Æ ノ ニ ノニアラスシテ既ニ使用シタル シ テ旣 使用シ タル物品 一位一方 上着 類 Ì 餌 肌着類的 城 於 移 ケ 荏 jν 旣

Æ

叉 設 ハ鶯業本店ニ於テ使用 ノ本店又ハ支店ョリ各部分ニ セン カ為輸入 渉リテ旣 ス jν = 使用 Æ , = シ 對シ タル 機械 テ در 輸 類ヲ他 出及輸 1 領域 **入**税 內 ノ発除ヲ = 設置 ナ ŀ ス N 支店

種機械類關稅免除ノ承認ハ其ノ都度之ニ關シ指令權ヲ有スル官廳ノ外與フ

jν

コト

ヲ得ス

但シ此

,

四 Æ, 免除ス 外國ヨリ返送ノ旅行用櫃旅囊及其ノ他旅行 ノ爲又ハ觀覽ニ供スルタメ輸入ス シ 糸製品(Gespinstwaren)其ノ他加工用ノ生産品各種原料品及動物ニハ該免税ノ適用ヲナサス v 人叉い貨物 又い同一目的ノ為本人ニ前後シテ輸入セラルル新古ノ物件並巡廻與行者ノ其ノ職業遂行 新品ニ對シテ 居 充用 旅行者(馭者及船頭竝船員ヲ含ゝ)ノ旅行中自己ノ使用又ハ其ノ職業遂行ニ 船員ノ食料品但シ後者ノ場合ニハ其ノ分量ハニ日分ヲ超過 相續財産タルコトノ確實ナル物件ニシテ旣ニ使用シタルモノハ特別ノ許可ニ依リ關稅ヲ 後外國ヨリ歸來スル各搬ノ運搬具(之ニハ其ノ附屬品ヲ含ム)及外國行ノ人又ハ貨物ノ 住ヲ移スモ タ Æ ノ運搬ノ目的ノ為ノミニ國境ヲ通過シテ輸入シ又ハ輸出ノ際右 , ノ旅行者(馭者ヲ含ᅩ)ノ旅行中ニ於テ自用ニ ハ特別ノ許可ニ依リ關稅ヲ冤除ス但シ食料品及消耗品未完成ノ紡績糸紡績 = 對シテ婚禮用ノ調度品及婚約又ハ婚約ノ贈物トシテ仕向ケ輸入セラル ル生獸 = 使用シ タル ŧ , ヘスル = 供スル消耗輸入品並船頭及其 シ テ旅行者ノ使用品 ᠴ トヲ得ス 使用ノ爲携帶 ノ運搬ヲ果シ ノ運送

尙締約國ノ一方ノ臣民ニシテ他領土ニ居住スルモノト婚約シ其ノ結婚ノ機會ニ際シ他領土

亚

タ

v

運搬ニ使用スル運搬具

馬具等ヲ含ム) 騎乘用、 各種運搬具ノ挽用又ハ貨物運搬ノ駄用ノ馬及其ノ他ノ動物(之ニハ之ニ附屬スル ニシテ單ニ前記ノ目的ニ限リ國境ヲ通過スルモノ又ハ其ノ輸出ノ當リ上記

ノ目的 他 ア動 物 ヲ果シタ ル後外國ヨリ歸來スルモノ及人又ハ貨物ノ外國行蓮送ニ使用スル馬及其

ラ 旅行者ニ V * v 属ス ŀ ŧ jν ニ於ラハ從前此等ノモノカ所有者ニ依リテ使用セラレ 各種ノ運搬具並馬及其ノ他ノ動物ニシテ若シ輸入ノ際運搬用トシテ使用 タル コト

若シ上記ノ場合ニ於テ運搬具若 且其 プ使 用 ノ機寂ヲ ナ ス Æ ハ動物カ常時國内 滯在 スル ŀ + ハ鶋税ヲ課 ス ヲ立證セラレ

弋 本項ノ第二、第三ニ揭記シ 國境ノ河川上ニ 頭數及旅行期間 架設スル橋梁材料ニ關シ = 一相應ス ル分量 タル 動 ŀ 物 ス ノ旅行中 但シ此 ラハ其ノ都度兩國政府間ニ於テ合議スへ ノ分量 う飼 料 ŀ ハ二日分ヲ以テ限度 シテ携帶輸入スル ŀ モノノ ス 數量 * い動物 Æ ,

關稅徵收ニ 關シテ重量ヲ算定スル ニ當リテ生スル「キロ」以下ノ端敷 ハー「キロ」トシテ計上

ŀ

ス

一六

スルコトヲ得ス

B、A及B書!税率表―兩國ニ於ケル輸入税率

百二年十二月二十五日附法律ヲ以テ規定ノ同日附ノ稅率表ヲ認メ又本條約附屬B書ノ稅率 本條約附屬A書ノ税率表ニ揭記スル「ドイツ」國定税率及之ニ關スル施行規則ニ依リ千九

表中ニ掲記セル「スイス」國定税率及之ニ關スル施行規則ニ依リ千九百二年十月十日附ノ税

二、現行條約附屬A及B書ノ税表中或稱貨物ニ課スヘキ税率ヲ他ノ貨物ニ對シテ規定セル税 率ニ準用スヘキトキニシテ國定又ハ協定税率ニモ適用セラルル場合ハ右貨物ニ課スヘキ闘

率表ヲ承認ス

三、「ドイツ」國定稅率第八九二號乃至第九○七號第九一五號第九二一號乃至第二三號竝「ス |ノ算定ハ最低税率ニ據ル可キモノトス

イヌ」國稅定率第八八一號乃至第八九八號第九一三號第九一四號第九二二號乃至第九二四

號二關 於ナモ輸スス 前記稅表番號中二 n **_** トヲ得且此等ノ物件ニ對スル課稅又ハ免稅ノ取扱ハ無解體ノモノニ對ス 掲記セラレタル物件(雙成と写せ ミニノノZ言ノ條件ニ従ヒ解體 ノ狀態ニ

同一物件ノ構成部分品ハ之ヲ同時ニ輸ニ シ君ハスララキ ---・・よしン或ハ之ヲ一車又

規定三通月~

又ハ附帶部分品ノ不足ハ本規定ノ適用上重要トナラス若シ楊税ヲ品目ノ重量ニ從ヒ定 ŀ ۴ 數車ニ分割積載シ輸入スルコトヲ妨ケス或種主要部分品(節動輪、 ハ該不足部分品ヲ考量ニ入レスシテ其ノ總重量ニ適當スル㈱稅ヲ賦課シ通㈱ 車 軸承、 ス 礎板等) ^ シ 4

v

分割運送ヲナサム 關ニ就キ之カ発許ヲ受クヘシ但シ該期間ハ六ヶ月ヲ超過スルコト トスルトキハ凡テ第一回ノ輸送申告ノ際指定セラルヘキ ・ヲ得ス 期間内ニ同一 稅

構成圖竝各主要部分品ノ品名及重量ヲ記載セル主要部分表ヲ作成シ炁附スルヲ要ス尙附帶 解體品ノ全部ヲ同時ニ輸送シ又ハ分割輸送ヲスル爲ノ申告書ニハ該物件全體 ノ設計 語叉ハ

部分品ノ概算重量

ヲ記載スヘキモ

デト

ス

若 jν 部 シー回叉ハ數囘 分ニ對 コシテハ 其レニ ノ分割輸入後所定期間内 該當スル税率ヲ適用シ之ニ對シ定率上從量税ノ規定ナキ場合ハ之 殘部 ノモ ノヲ通關 t サル トキハ 旣 輸 入 シ Þ

ヲ構成 スル 材料 性狀 = 從ヒ課税 3 ^ IJ

税關ハ分割輸送ノ完了スル迄關税納入ニ對スル税額以上ノ擔保ヲ提供セシメ且輸入部分品

同一品タルノ標記ヲ附スヘキコトヲ要求スルコトヲ得又稅關ハ該物件ノ組立後關稅納入

者 **戸費用ヲ以テ檢査ヲ行** ヒ分割輸送品ノ凡テカ當該物ニ全ク励ス jν Æ ノナ ענ ャ ヲ檢證ス

w

ノ權能ヲ有スルモノトス

交換豫備ノ部分品ニ對シテハ常ニ別ニ通關スヘキモノトス

三、條約第三條ニ關スル件

害ノ發生ヲ防止スルノ權限ヲ毫モ侵スヘキニアラス 第三條ノ規定ハ兩締約國ノ適當ナル取締法(鉛封監視上ノ免許又ハ保稅運送免狀)ヲ採用シテ弊

第四、條約第四條短附屬C書ニ關スル件

ヲ包含ス 陸境小通商ニハ國境ヲ距ル十五キロ بر ا ŀ ル以内ノ接境地域ノ隣接關係ニ依リテ行ハル jν 貿易

附 兩 締約 **屬C書第一** ノ領域 箾 'n 兩國 3 三揭記 ノ地帯 リ外國 八該河 ノ如ク看做サル 川ノ兩岸 ル河川ニ依リテ境界 3 リ相互 Ī 國内ニ向ツテ計算スへ セラレ 17 n 所 ŧ = 於テ Œ , = ۱ر ÞÚ シ テ 記 水 in.

路ヲ以テ占メラ jν יענ 面積ハ此ノ場合地帯 ラ 計算 三加 ~ ·y· n Æ , ኑ ス

條約第五條砬第六條ニ關スル件

第五、

5

Λ 販賣未定ノモノ者ハ見本トシテ輸入スル有税品ノ輸出及輸入税ノ免税収扱ノ便益 (第五條

第一 金ヲ拂込ミ又ハ充分ナル擔保ヲ提供 項)ニ關シテハ左記ノ條件ヲ特ニ附スル 輸出又ハ輸入ニ際シ當該商品又ハ見本品 ス ~ シ = 7 ŀ 對スル輸出叉ハ輸入税額ニ ヲ 得 對シ収扱税關

=

现

商 品及見本ニ對シテ ٠, 间 物ナル <u>_</u> トヲ 確 證 3/ 得ラルル様能フ限り證印 ヲ押捺シ若

封又ハ封章ヲ附ス

シ

三 a 通關證明 商品自體 輸 出又 書 ノ本質並 輸入目的 = ハ 兩締 特徴 節約國ノ ノ商 j 記號 品叉ハ見本 施行 1 指 スへ 示 ラ指示 * 細則 並ニ其等ノ同一 ニ基キ左記ノ指 物 示ヲ包含 ナ jν :1 ۴ セ 7 シ 趦 ዹ 明 ~ ŧ ス jν Æ

=

足

w

ル

1

ŀ

ス

徭

c b r 商 叉ハ擔保 該商品叉ハ見本 品品 = 關 ドヲ提供 ス jν 税關 シ ノ課 ブ附 Þ セ w セ Æ ラ w 1 レ 特 ナ タ 徵 w w 輸 1 ャ 表示 ヲ 出又ハ輸入税額 指 示ス ~ ノ指示並該税額ヲ拂込タ jν モ ノナ

d ŀ 商品叉 ヲ證明シ ۱ر 見本 得サル限リ規定期間滿了ニ當リ税額ヲ該供託金ヨリ算入シ又ハ擔保 ヲ再輸入 セ w **_** ŀ 若 外外 圆 へ再輸出 t jν **3** ト或ハ保税倉庫 = 庫入 3 リ徴收

Ŀ

jν

J

ス キ該期間 "ノ指示但シ該期間ハー年ヲ超ユルコトヲ得 ス

四 商品又 ٠٠ 見本 ノ輸出又ハ輸入ハ之カ輸入又ハ輸出ヲ取扱タル税關以外ノ税關 3 リナ ス 3

ኁ ヲ 得

Æ, 若 y 倉庫々入ニ シカ右 ラ 若シ所定期間(第三項ーd)ノ滿了ニ先チ商品叉ハ見本ニ對シ再輸入叉ハ再輸出叉ハ保稅 ۸, 檢査ヲ行ヒ先ニ輸出又ハ輸入ニ 闘シ何等ノ 對シ必要ナル手續ヲ行ハンカ爲當局稅關ニ該物件ヲ提出シタル場合 疑ナキトキ ۱۰ 税崩 對スル通關ニ提出シタル物品ナル ハ再輸出。 再輸入岩 ハ保税倉庫庫入ヲ許可シ カ ヲ鑑定ス ١٠ 税關 ~ 拂込稅 = 7

額 はヲ還附 シ叉ハ保證解除ニ 對シ必要ナル手續ヲ採 ルへ シ

ン ト

В 於 則 取 テ 綵 締 ŀ 施行 法規ニ 約國 シ テ本 ス 例シテ ヘシ 各第五條及第六條規定以外ノ場合ニ生シ得へキ弊害防止ニ對シテ施行 條約附属C書ノ第三節ノ陸境通商ニ關シ 但シ ハ締約衂ノ他方ノ了解ヲ必要トス該法規 右ニ闘シテハ左 ノ規定ヲ貸重 ス 規定セ ^ **≥**⁄ ル取締法ノ範圍ヲ超エサル ハ極メテ必要ナル程度ニ セ 限 程度 定 シ原 ス = n

= ŀ ァ 得

第五

條及第六條ニ依り關稅免除ノ要求ヲ

ナ ハスへ

キ指定物件ノ通關ハ奥地税關ヲ經テ行フ

加工又ハ作業ニ因ル商品 り 重量 ノ差異 ハ出來得ル限リ寬大ニ 計算ヲ行 년 月. 少量 一人差異

C 對 仕 H シ 図 テ 課 テ製造 稅 1 セラ 坍 加ァ v 11 ナ ıν サ 絲及織 サ ıν **_** - 物ハ仕出國ノ内國生産品ト看做シ又粗製 ŀ ノ儘ノ紡績糸及

織

物

=

シ

Ŧ

外國

ョリ冤耽ニ

テ楡入シ更ニ之ニ加工ヲ施サン

カ為加工國ニ輸入

ス

jν

11

的

ヲ

빘

Ŧ

丽 内 仕 딞 図 国出 產品 , 内國生產品 一ト看做ス 於テ漂白。 ~ ナル 染色、 シ J ŀ 燒毛, ヲ證明スル為ニハ製造品證票又ハ製造者ノ證明證ヲ商品ニ添附 **捺染** 艶出又ハ刺繍若 ハ意匠ヲ施 シ Ø jν E , ŀ 雖 化 iH 卤

テ jν 施サ (證票、鉛封、封章等) v Þ 'n 模示 ハ他ノ領 ノ標示ニ 城 ノ税崩ニ 對シテハ 於テモ 締約國 均 シ . در 7 物件ノ同 互ニ之ヲ尊重シ __ ナ v 3 方ノ ŀ ヲ 餌 檢 域 漎 ス 1 稅 jν = 翩 利 = 用 3 y ス

1)

輸出品

ŀ

再輸

入品叉ハ輸

再輸出品

ノ同一物件ナル

3 ۴

7

保障

スル

タヌ

=

税꾊

1 FH

ス

ス

ŧ

Æ

1

ŀ

ス

 \mathbf{E} 第 シ £ **/**[] 條 シ 兩 規定 締約國 ノ各機會 各稅 關 對 ۸, 別二 ス jν 他 **免稅通關** ノ標示ヲ 穴之ニ 附 ス 對 n スル 1 耱 條件 限 ヲ 有 ヲ 具備 ス v Ŀ Æ ラ 1 w jν ス ŀ ŧ ŀ ィ ッ

ŀ

關 税地域ニ於テハ税闘本署及二等税闘ノ一級署竝右ニ廟シ特ニ權能 ルヲ賦與 セ ラ V タ

w

įţ

ア他

稅 翽 事 務所 = 於テ「ス 1 ス 關稅地域ニ 於テハ税關本署並二等稅關ニ | 於尹取| 扱 フ Æ ノ ト

ス

第六

條二

規定セ

ル場合ニ

於テハ最高官廳ノ指定セル税闘ニ限リ通關取扱

ノ機能ヲ賦與

セラ

w

N

Æ

,

ŀ

F 第六條ニ規定セル発稅ニ對スル再輸入ノ期間 ハ十二ヶ月トス

G ス シ 緞 染色及捺染ノ加工貿易 ኑ w 物 ヲ **=** 申請 ノ裁断 ŀ ۱ر 再輸入ニ シ 少ク 乜 ラ ŀ w 當り発稅ノ ~ Æ 各裁斷布片面二 ŧ ı ノ爲締約國 ŀ ヲ 特典ヲ失フコ 申告シ該織物 フ <u>ー</u> 一個 國 ヨリ他 ノ鉛封又ハ ノ繰又ハ裁斷線 ŀ ኑ テー ナラス荷送人ハ之ニ關シ 捺印ヲ有 國 「三送附 Ŀ Ż = セル織物ヲ加工 鉛 w 対又ハ 樣 = ス 捺印 仕出國 -\ **シ** 7 國 附 ノ税 右 二於テ裁斷 手 Ŀ 癥 ラ * = V 依 對 L

織 物 加 ヲ T. 加工 國ニ於テモ 後適當ナル布片(手巾。 亦加工 ニ先チ又ハ加工後裁跡ニ 肩掛等)ニ截斷シ各布 闘シ 申 片ノ同 諦 N 標證ヲ省略 得 セ ン ŀ ス ıν

ス

=

ŀ

ヲ

ے

ハ

y

取 當該官憲ノ監視 ノ下ニ 裁斷ヲ行ヒ包裝ヲナシ Z v ŀ ŧ = 限 分仕 出國二 於 ケル 輸 出 及再 ス 兪 n 主務 入ノ

機關 縮 ア通 剉 知ス ス jν 稅 崩ノ ŧ Æ , 施封ヲ完全ノモ ŀ ス , ŀ 認ム v Æ ノ ŀ ス 兩締約國政府 八本件 = 翮

織物ノ裁斷ニ闘シ加工國ニ於テ申告セラレ タル ١ * ハ其ノ都度加工國稅關ハ裁斷布片ノ再輸

出國税㈱ニ於テ裁斷布片カ何レノ送品ニ屬スルカヲ認識セ

シ

<u>ل</u>

ル爲一ノ證明書ヲ

發行スへ

Н

際シ

仕

Η 場 合二 蘇條ヲ 對 スル 捲キ又鎍條ノ運搬架設ヲ容易ナラシ 取締規定ヲ適用シ關稅ノ常座発除ヲナ ムル 機胴三 ス 對シ シ テ ۸, 締約國 - 八 互 - 第五條第三ノ

第六、條約第四條乃至第六條ニ關スル件

此等各條ニ規定シタル凡テノ場合ニ於テハ通關ニ 對シ テ何等ノ手敷料 ヺ Æ 徴收 セ サ w Æ , ŀ ス

第七、條約第七條ニ關スル件

ヲ 異二 兩締約 稅關 ス 國間 3 N リ同一 ŧ 二かかか ノ = 領域內 限 מנ r 通 æ ノ他 • 商 ŀ = ノ税 駶 ス シ 翩 生 産原地證明書ヲ要スル貨物 = 税㈱監視ノ下ニ運送スル貨物ハ他ノ仕向地 に其 j 生產地 = 依 リテ = 到達 翩 稅 ス

ヲ行 為一回若 フヲ要セス 數回外國土地 = 接 觸 ス n **=** ŀ 7 ŋ トモ 同 領域内ノ中間税關ニ 於テ更ニ 通 刷

手

藾

但シー方ノ關稅領域ヨリ地方ニ運送セラル通過ニ關シテハ該貨物ニ附隨スル稅關關係ノ書類

申 ||告ヲ以テ證明ヲ受クルコトヲ得ヘシ

テ . در 常ニ能フ限リ迅速ニ通闘ヲ行ハシメ且税闘ノ普通開廳時間外ニ行ハルル此等ノ通關ニ對 鐵道蒸汽船郵便等ノ如キー交通設備ニ依ル公定時間ニ依リ到着スル旅行者ノ貨物及携帶品 如何ナル場合ニモ特別ノ手敷料ヲ徴スルコト ·ヲ得

シ

四 翩 兩稀約國ニ通商上ノ實際必要ヨリ生スル希望ヲ顧盧シ互ニ税關ノ設立及其ノ權限ノ規定ニ シテ可及的機宜ノ處置ヲ採ルコトヲ保證 ス

專賣保障ニ對スル第八條第八條第四項ニ規定セル稅金ハ該稅拂込後二ヶ月以内ニ於テ原料 **條約第八條ニ關スル件**

二、「スイス」ニ於テ現行ノ酒精專賣ニ騙スル第八條第四項ノ規定ノ適用ハ唯壓搾又ハ乾燥シタ 荷萄、 葡萄ノ搾糟、 潰シタル果實、 杜松子、龍膽根、南國產果實及其ノ他ノ類似品ニ限リ

品ヲ専賣品以外ノ製造ニ使用シタルコトヲ證明シタル場合ハ該稅金ヲ拂戾スヘシ

第 Ä 條約第十條Aニ關スル件 行フモ

, ŀ

第十條A第一項ニ依リ仲裁裁判ヲ行フ場合ニ兩締約國ノ履ムへキ手續ニ關シテハ左記ニ依ルへ 二五

第一 竝書記及傭人ヲ提供スヘキモノトス仲裁裁判ハ採決仲裁寫之ヲ管掌シ其ノ判決ハ投票ノ多數 テ順次各領域ニ於テ指定ノ都市ニ裁判所ヲ設ケ開クヘシ當該國ハ右裁判ヲ開クニ必要ナル場所 回ノ仲裁裁判ノ際ハ申込ヲ受ケタル國ノ領域ニ於テ第二回日ハ他方ノ領域ニ於テ行ヒ而

兩 ス 其ノ他ノ場合ハ裁判所自ラ手續ヲ決定スヘシ |締約國ハ特別事件ノトキハ其ノ都度又ハ全般ニ對シテ一回仲裁裁判ノ手續ヲ執ルコト ・ヲ承認

依り決定ス

裁判手續 抵觸スル ハ兩締約國ニ異議ナキ場合ハ文書ヲ以テ行フコトヲ得此ノ場合ニハ前記第一項ノ規定 æ 妨ケス

千九百四年十一 當局ハ各自内國民事裁判ノ受託裁判事務 月五日「リュセルン」ニ於テ兩國委員 = 關スル ŀ 同一 カ締結署名シ 方法ニテ 法權ヲ執行 タル議定書末條第三項ニ基キ ス v æ , ŀ

證人及鑑定人ノ召喚及聽取ニ몖シテハ

仲裁裁判所

∄ リ兩

國政府ニ

對スル

要求

仮リテ

兩締

約國

兩 千九百四年十一月十二日「ベルン」ニ於テ 締約國全權委員ハ本協約ノ正當 ナル ·**_** ヲ認メ玆ニ署名スル Æ ノナ

ኑ

二六

ヴ・ア・ドウ ア・ルフレド・ウセ ジュラウ ウ

瑞四佛蘭西通商條約

二八

瑞西、佛蘭西」通商條約

千九百六年 十月二十日議

定

本條約附屬A書ノ税率表ニ揭記セル「フランス」生産品及製造品ニシテ直接「フランス」

千九百六年十一月二十三日效力發生

前記A書ノ税表ニ規定セル或税率ニシテ引上ケラレタル場合ニハ「フランス」政府カ之ニ關 賦課スヘシ ノ版圖ョリ「スイス」ニ輸入セラルルモノニ對シテハ上記稅率表ニ規定スル輸入稅竝附加稅ヲ 通告ヲ受ケタル後十二ケ月ヲ經過スルニ非サレハ該新税率ノ「フランス」ノ生産又ハ製造 該税表ニ掲ケサル物件!「スイス」輸入ニ對シテハ最低税率ノ特惠ヲ許容スヘシ

「フランス」二輸入セラルルモノニ對シテハ「フランス」ニ於テハ該稅表ニ規定セル輸入稅竝總 本條約附屬B書ノ税表ニ掲記セル「スイス」生産又ハ製造品ニシテ直接「スイス」ヨリ

ノ貨物ニ對スル適用ヲ行フコトヲ得ス

テノ附加税ヲ課スヘシ又該税表ニ揭記ナキ物件ニ對シテハ「フランス」ニ於テ最低ノ特惠税率

ヲ適用スヘシ該B書ノ税表ニ規定セル或税率ニシテ引上ケラレベル場合ニハ聯邦政府ノ之ニ

翤 品ニ適用スルコトヲ得ス |スル通告ヲ受ケタル後十二ケ月ヲ經過スルニ非サレハ該新稅率ヲ||スイス」ノ生産又ハ製造

第三條 「スイス」聯邦政府ハ『ゼクス』國ノ生産品ニ對シテハ本條約附属C書ノ追加協定ニ包含 スル利益ヲ許容スルコトヲ保障ス

第五條 第四條 開スル凡テノ便益特權又ハ稅率ノ低減ヲ無償ニテ他ノ一國ニ均霑セシムル 「スイス」ニ委任シタル外國鐵道ニ依リテ「フランス」ニ發送セラレタル「スイス」生産又 各締約國ハ特ニ締約國ノ一國ノ第三國ニ許容シ叉ハ將來許容スへキ輸入又ハ輸出稅ニ コトヲ協約ス

扱條件ヲ仕出地ニ於テ履行セラレタルニ於テハ該貨物ハ「スイス」ヨリ直接「フランス」ニ輸入 レ「フランス」到着ニ當リ該鑦封叉ハ鉛封ニ異狀ナク且兩國政府ノ國際鐵道ニ關シ規定セル取 製造ノ貨物ニシテ該貨物ヲ包藏スル貨車岩ハ梱ノ「スイス」税闘ニ於テ封鎖又ハ鉛封ヲ施サ

「フランス」生産又ハ製造貨物モ亦「スイス」輸入ニ對シテハ同一條件ノ下ニ同一ノ取扱ヲ受ク キモノトス

タルモ

ノト看做スヘシ

税設定ノ必要ヲ決定シタル 若シ締約國ノ一國ニシヲ或內國生產又ハ製造品ニ對シ新タニ內國稅若ハ消費稅或ハ附 トキ ハ直ニ同種外國品ノ輸入ニ對シ同率ノ關稅又 ハ附加税ヲ課

前 記課税ノ廢止又ハ税率ノ低減シタル場合ニハ之ニ準シ該附加税ヲ撤廢シ又ハ減稅ヲ行フヘ **=** ŀ ヲ得

「フランズ」又ハ「スイス」製産品ノ輸出ニ對 税ヲ負擦 但シ廢稅 セ ノ場合ニ於テ生産ニ帰シ取締又ハ管理行政ヲ制定シ内國生産者ニ直接又ハ間接ノ納 **シ**∕ ዾ n ŀ ¥ ٠, 外國 ノ産品ニ對シ ス テハ之ニ ハ該製産品又ハ其 相當スル附加税ヲ設定シ プ製産 ラ相殺 使用 シ ス 久 v シ 原

行 二對シテ内國稅乂ハ消費稅ヲ課セラレ フ **=** ŀ ヲ得 ø Jν 7 ŀ ノ確實ナル證憑ヲ提出ス ルニ 非 サ レ ۱۰

第 八條 稅又 ス n 稅率 ハ消費税 聯邦 政府 內國 ハ輸入當該國 税制 ハーフランス||生産品ニ對シ = 依ソ 内國 ア同 產 種貨物ニ 品 = 負擔 賦 課ス セ ラ 如何ナル場合ニモ ~ w ŧ n 經費 稅 率ヲ = 超過 相 當 ス ス jν jν 摮 事 方又ハ市 7 1 增加 得 ス 町 ヲ行 **4**11 村 シ ラ行 輸 フ = 入品 ŀ ヲ得

テハ

地

政

機場

第七條

兩

稀

約

國

デ ー

方ノ生産

ニ係り他

方ノー

國二

輸入

Ŀ ラ

w

jν

ルテノ

货物

=

賦課

ス

ŧ

內

對

地方

依リテ内國生産ニ賦課スル以外ノ又ハヨリ高率ノ入市税又ハ消費稅ノ徴收ヲ行ハサ

第九條 他 者シ證標並保證ニ對 y 用シテ製産セル物品ニ對シテ課スル租税ニ相當スル關税ヲ該輸入品ニ對シ課スル標限ヲ保留 收セサル 叉ハ市町 ヲ保障ス之ニ對シ「フランス」政府モ亦「スイス」原産品ニ對シラハ如何ナル場合ニ於ラモ タ 税關 ル税關又 前記產品 入スル 金 兩締約國ハ「アルコール」ヲ使用シタル調合品又ハ製品ニ對シ內國ノ「アルコー コトヲ保障ス |村ノ行政機關ニ依リテ内國産ニ課スル以外ノ又ハヨリ高率ノ入市稅又ハ消費稅ヲ徴 本條約 銀、 **-6** ハ該 及證標ニ對 ノニ對シテハ他ノ一國ニ於テハ類似ノ內國產品ニ對シ規定セル取締法ヲ適用 質石製ノ細工品又ハ「プラチナ」其ノ他ノ貴金屬製品ニシテ兩稀約國ノ一 「兩税關ノ代理ヲナス為「スイス」國境附近ノ隣接地帶ニ設置 ノ繼續中 ス v 、賦課金ヲ徴收スル場合ハ同一課税基準ニ依リ之ニ對シ徴税 ス 維持 jν |取繙事務取扱ノ爲現ニ「ベルガルト」及「ポンタリエ」ニ ス ~ シ 金銀製品 二對 シ テハ粗製品ノ 仕上工程中如何ナ t ラル 特設 ラ施行 ルーヲ使 ŧ jν

國

ヲモ

許

サスシ

テ加工ヲ 進捗セシ

᠘

ル爲取締規定ヲ適用シ且粗製又ハ精製ノ時計側ハ再輸出ヲ

偽造

其

セラ

保 避スル糖保提供に依り之ヲ「フランス」ノ鑑定局ニ宛ヲ送付スルコトヲ得 「スイス」生産ノ貨物ニアラスシテ「スイス」ヨリ「フランス」ニ輸入セラル w Æ

第十一條 t ラル テハ他ノ凡テノ「ヨーロッパ」諸國ヨリ輸入ノ同一貨物 (「フランス」ノ船舶ニ依リ直接 iv Æ ノヲ除クン ニ對シ課稅スル ヨリモ高率ノ附加税ヲ課セサル ~ シュ 對 ズ

第十二條

兩締約!

國

ハ「フランス」又ハ「スイス」貨物ノ輸入者ニ對シ生産原地證明書ノ提出ノ義

務ヲ発除スヘシ

長 但シ第三國ノ一國ニシテ兩締約國ノ何レカノ國ト最惠國條款ヲ以テ協定ヲ行ハサル場合ハ特 生産原地證明書ノ提出ヲ要求スルコトヲ得 輸出地ニ於ケル商業會議所及地方官廳、 輸入ヲナスヘキ國ノ領事又ハ領事代理ヨリ給付 此ノ場合ニハ生産原地證明書ハ輸出國ノ稅關

十三條 行フヘシ 輸入貨物ノ性狀、 品質、 等級、原産地又ハ價格ノ鑑定ハ仕向地ノ一般法規ニ 且貨物二從 照シテ Ł

セ

ラルモ

ノトス生産原地證明書ノ給付又ハ査證ハ無料ニテナスへ

シ

第十四條 其ノ品名、 税餬ニ於ケル輸入申告書ニハ税率適用ニ關シ必要ナル表示ヲナスヘシ 種類、 品質、 生產地、 仕向地並ニ重量、 個数、容量及價額ヲ記載スヘシ

١,

稅

Ѩ

٠,

1|1

告者

글: [편

岩

シ申告者ニシテ有税貨物ノ數量义ハ品質ヲ記述スルコトノ不可能ナル場合

働ノ指定又ハ認許セル場所ニ於テ該貨物ノ品質、

重量,

容量

ヲ

檢

w

ı

投用

ヲ以テ稅

第十六條 第十五條 jν 重量ニ依リ算定ヲ行フヘ 希望 ヲ 詳細 申 スル 申告ヲナ 本條約ノ適用ニ依リ徴收スル闘税ハ何等カノ海損义ハ損傷ニ ト キ 正味 許可ス ハ 重量ニ依リ課税セラルル貨物ニ 該重量ヲ申告書ニ記載スヘシ之ニ反スル場合ハ規定風袋ノ控除ヲナス ス jν ^ **=** ŀ シ ヲ 得輸入者へ依テ輸入國ノ法規ニ依リ規定セラ 對シ申告者ニシテ現實ノ正味重量ニ 對シテハ減稅ヲ行 レ Þ n 期間 缑 ル課税 内 ノ外 货物

第十七條 正品 ア通過 兩 解約國 ハ之ヲ禁止ス、 方ヲ通過スル各種 火薬彈薬爆發物武器又ハ軍用品ニ ノ貨物ニ 對シテハ互 對シテ 總テノ通過税ヲ Æ 亦通過ヲ 禁止 免除 ス ^ シ 不 但シ

=

ス

+

_

兩締約國ノー 方ノ商工業者及其ノ他ノ産業家並其ノ旅商ハ他ノー國ニ於ヲ身分證明

第十八條

締約國

於テハ各々通過

=

闘シ總最惠國

取

収扱ヲ保証

障

特

莂

ノ許可ヲ受ケタ

w

Æ

,

۱۰

此 ア限

ニアラ

ヲ課 テ商工業ヲ營マサル ŀ ブラン 又見本 叉 ヲ 得 に其 セラルヘシ叉「スイス」ニテ營業スル ス 及雛型ヲ携 ノ貨物ヲ賣買シ **|二於テ營業スル商工業者及其** 個人 帶 ス 叉 ノ所ニ於テ注文ヲ聚集スル N コ ハ營業上之ヲ使 ŀ ヲ 得但 シ 商業者工業者及其 旅 ア他 旧シ又 行 地 ノ産業家並其 1 內 ٠ 商 Æ 囥 法 社 1 ۱در = = 聯邦領 依 於 1 ノ商用派出員ニシ 他 リ許 ラ注文ヲ聚集 ノ £ 產業家並其 可 内 ヲ こっ於ラ 受ケ ス シ 得 テースイ 丿 ۱ر シ 崩 特 テ w 用 别 行 1 權 派 商 ス **免**許 出 ス 限 員 w ヲ 於 有 枕 コ

書

,

提出

ニ依リテ何等ノ許

可税ヲモ

賦課

セラル

_

ŀ

ナク

共

ノ商業又ハ工業ニ

對

ス

jν

買入

ラナ

第十九條 得 テ 締約國ノー ۱۰ 對手國 商用 ノ商工業者及其 派出員 國ノ當事 = 對 者 ヨリ該證明書ノ提出ヲ受ケタル他ノー スル身分證明書ハ本條約附屬D ノ他ノ産業家並商用派出員ニ對シ右税率ニ 書二 規定 囡 Ŀ n 雛 準シ徴税 形 三依 徴 リー作成 ヲ行 収ス フ ス =

本條第一項ニ規定セ

ル人ニ

對

シ締約

國ノ一國

ニ於ラ特許

税ヲ課スル

場合ニ

۱ر

他

. . .

國

二於

ŀ

シ

テ「フラン

スしこ

於テ同一

,

條件ノ下ニ

注文ス

n

Æ.

1

=

對

≥⁄

ラ

۱۰

相

Ħ.

關係

二

依

y

右

朻

當

ス

稅

金ヲ徴收

スへ

シ

Æ.

=

於

テハ

岩

シ

*

免

~

シ

許税アル場合ハ之ヲ徴收シタル後新ニ常該國ニ於テ賣買行爲ヲ許可セル證明許ヲ交付

前項ニ規定セル身分證明書ヲ發行スル主務官廳ノ名簿ヲ互ニ通報

ス

シ

スへ

シ

爾

締約

第二十條 第 依り兩締約國ノ一方ノ國ニ輸入セ ヲ 必要トスル左記手續ヲ履行ス 南 用 派出員 見本品及雛型ノ輸入セ 關稅 ヲ課セラルへキ物件ニシテ見本及雛型ニ使用シ本條約第十八條ニ規定 ハ税捌ニ 對シ現金ヲ以テ課税額 ラ ルニ於ヲ冤稅ノ取扱ヲナス w ラル ヘキ iv 税湖ハ前記 モノハ該品ノ再輸出又ハ保稅倉庫庫入ニ對 ヲ供託シ又ハ之ニ相當スル擔保ヲ提 物件ニ 對シ賦課 へ シ スヘキ · 州 稅 額 7 調定スへ 供 スル セル ス ^ 保證 人ニ 形

兩 場合 フ 縮 押 該施證 當該品 約 ・捺又ハ證標刻印 ŀ ・ヲ得但 國 限 ıν ۸ 容器二 Æ ノ同 國 1 **=**/ 輸入稅崩 3 ŀ y 包含スル物件 物 ス 輸 並鉛 ナ 出 jν 対ヲ以 3/ ニ於テ該方法ノ總テノ保證ヲ表證 **=** 更 ۲ = 7 再輸入 確證 ハ容器 テ設 セ ス セラル ラ n ŀ 密接 N Þ メ ニ jν , V ス = 見本 於テ 證印 v æ ナ ニ ハ之ヲ見本品又ハ ノ押捺ヲ以テ澄憑 同 對 物 ス シ テ jν ナ = ۰۰ w 充分 例 外 ŀ 雛 , ナ ŀ ŀ ラ 保證 型 ıν シ テ容器 ル ı = 各 ŀ = ヲ認メ 莂 於 附 テ ノ上ニ ス 施 w ۱۷ 公認 タ

ス

EII

シ

行

ıν

證票ニ

對シ

テ

١,

相互ニ之ヲ認ムヘシ卽チ輸出國ノ稅崩當局ニ依リ附

セ

ラ

レ

7

w

證標

他

兩締 約國 ノ 稅 崩 ۱۷ 何 V Æ 取 縮上 一必要ト 認メ タ jν 場合ハ之カ 補足ノ證 標ヲ 附 ス IV = ۲ ヲ 得

方ノ領土内ニ於テハ物件ノ同一

物ナル

=

ŀ

ヲ檢證スル場合行使

スル

=

ŀ

ァ 得

^

シ

但シ

第三 1 擔保提供ニ依リ保證 叉ハ雛型ノ目 輸入 物件 見本品又い雛型若 凡テノ見本品又ハ雛型ニ ノ同一 者二 對 鍅 物 シ テ テ jν ハ 左記內容 ハ其ノ容器 也 = ラ ኑ V 1 鑑定二 賦課 タ w ノ許可書叉ハ證明書ヲ交付スヘ = ·þ セラル 附) 必要ナル 記錄 セラレ ~ ŧ 納稅額 物件 タル證憑(捺印、 ノ品 ノ表示並該税額 梴 並 特徴ヲ明細表示 刻印又ハ鉛封)ノ表記 ノ現金供託ニ依リ又ハ セル 、輸入ノ 見本

第五 第四 本 品义ハ雛型ノ同一ヲ證 型ヲ ス ^ 見本品又ハ雛型ハ輸入シタル税協並其ノ他凡テ雛型又ハ見本品 輸入者ヨリハ右 再輸出又ハ保税庫入手續ヲ行 シ=但シ該期間ハ十二ヶ月ヲ越ユ 三對 ス スル投用 jν 目的 ノ遊標 ハ徴收せ ハサ jν 1 IV 貼付ノ為ト サ **_** = jν ŀ 於テハ右擔保 モ證 ・ヲ得ス 明 、別の 書叉ハ兔狀交付ニ對 ۱ر 徴收スヘシ 稅額 Ì ノ延闘 補 償ヲナシ國 = スル印紙税ヲ見 對シテ指定 耳.

關稅額ニ對シ提供又ハ供託シ

タ

יענ

擔保

ノ保證有效期間

|

該期間内ニ於テ見本品

又ハ雛

收納

セ

ラレタル税闘ヨリ再輸出スルコトヲ得

第六 ŧ 輸入発許狀ヲ交付セラレ ナサ , 4 再輸出又ハ保税倉庫庫入ヲ證明シ輸入ニ際シ供託シタル税額ヲ拂戾シ又ハ保證解除 若シ前記第三ノイ、 カ為之カ取扱税關ニ提出シタル場合ハ當該税關ハ提出セラレ タル物件ナルカヲ鑑定スヘシ税闘ハ若シ右ニ闘シ何等ノ疑ナキ ニ規定セル期間内ニ見本品又ハ雛型ヲ再輸出又ハ保税倉庫庫入ヲ タル物件 ノ檢査ヲ行

第二十一條 適用セス兩締約國ハ之ニ關シ各自國立法ノ完全ナル自由ヲ保留ス 本條約第十八條第十九條及第二十條ノ規定ハ巡廻工業者並行商人ニ對シテハ之ヲ

對シテ必要ナル手續ヲナスヘシ

闘シ若ハ戰時狀態ニ於テ必要ナル取締ニ闘シテノ理由ノ外他ノ國ニ施行セサル輸入輸出又 兩締約國ハ各々他ノ一國ニ對シテハ衛生ニ關シ流行性獸疫又ハ收穫物ノ被害防禦

ハ通過ノ臨時禁止又ハ制限ヲ制定セサルコトヲ協約ス

第二十三條 於ケル場合亦同シ 於テ亭受スルニハーノ工場ヲ所有スルノ必要ナキモノトス「フランス」國臣民ノ「スイス」ニ 「スイス」國臣民ハ「フランス」ノ内國圖案業者又ハ雛型工作者ト同等ノ保護ヲ同國

第二十六條 第二十五條 第二十七條 ナル 「スイス」原産貨物ニシテ直接「フランス」殖民地及領有地及印度支那保護國ニ輸入セラ 裁裁判ヲ以テ該紛議ヲ解決スヘシ 物い「スイス」ニ於テ均シク最惠國條款ノ取扱ヲ亨ケ見本條約ノ規定ハ該地域ニモ 領土ニ於テハ最惠國ノ取扱ヲ享クヘシ 入二當リテハ「フランス」ヲ通過シタルモノニ非サレハ該規定ノ便益ヲ享ク 適用 ル善隣協定及國境森林ニ關スル協定並干八百九十九年該協定ノ附屬議定書ノ破棄ヲナササ 稅 對シテハ外國貨物ニ對シテ施行スル最低税率ヲ適用シ且「スイス」商業者並工業者 ヤノ先決問題ニ 率ノ適用 ス 本條約 本條約ノ規定ハ兩國ノ何レカニ於テ政府ノ專賣品タリ又ハ專賣品 本條約ハ「アルゼリー」ニモ適用スヘシ但シ「スイス」原産貨物ノ「 뤪 シテ兩締約國ニ紛議ヲ生シタル場合又ハ該紛議ノ協約ノ解釋ニ關 期間中兩締約國ハ千八百八十二年二月二十三日兩國政府問 關スル 場合ニハ締約國 「フランス」殖民地及領有地竝印度支那保護國原產貨 ノー方ノ要求ニ依リ本條約附屬書 ıν タル アル プ規定 7 こ調印 ۴ 施行 へき貨物 ヲ得 ·•* アー ス スへ 依 セラ n w 前記 jν ソ仲 Æ Æ

九

第二十四條

若シ本條約若ハ其ノ附屬書ノ解釋ニ關シ又ハ第三國ト締結シタル條款ニ規定セ

w

ルコトヲ協約ス

第二十八條 對シ本條約廢薬ノ通告ヲナシタル日ヨリ一年間有效トス 本條約ハ千九百六年十二月二十日ヨリ效力ヲ發生シ締約國ノ一國ヨリ他ノ一國ニ

第二十九條 仍テ兩國全權委員ハ茲ニ署名調印ス 本條約ハ批准ヲナシ批准書ハ『ベルン』ニ於テ交換スヘシ

ア・ドウシエー「ベルン」ニ於テ千九百六年十月二十日正本二通ヲ作成ス

クンヅリー

ラルディ

1

イ、マルテン・フレイト

ァ

ルネスト、ロール

ヴォアール

ラ

4

工

ボ

1

PI O

シャプサー

(附屬A 書及B 書譯文省略)

附屬C書

ゼツクス國ニ關スル取極

「ヌイス」聯邦政府ハ「ゼツクス」國ニ對シ本日附ノ通商條約ニ規定ノ利益ノ外ニ左ノ便益ヲ許容 第一條 スルコトヲ約定ス 件ノ外左ニ掲記ノ産品ニ對シテ凡テノ輸入稅ヲ発除スヘシ 「ゼツクス」國ノ國境ニ設置シタル「スイス」税崩ハ旣ニ法律ヲ以テ**殆稅トセラレタル物**

一、生ノタン(鞣革用樹皮)並泥炭塊

三、丸太材、角材、板、格子材並杭木二、天産ノ儘又ハ割リ挽キ又ハ東ニシタル薪材

四二

草及ブナノ木ノ葉及糧秣用又ハ敷寢用草及木葉、 葉、 桑葉、 芦籠竝乾草

Ŧ, 六、非化學的肥料、 果樹又ハ山林用植樹並普通ノ幼樹 糠 鋸屑ノ如キ普通動植物ヨリ生スル廢物但シ煙草葉其ノ他特種工業ニ

八、東ノ菜種

乜

東ノ穀物

使用スル副産物ヲ除ク

1)、終目直勿九、生又ハ綠皮ヲ有スル大麻、苧麻

一〇、藥用植物

一二、天然石又ハ彫刻用ニ單ニ穿チ截石ノ為截リタル石一一、獸骨、獸角、獸脂

一四、各種ノ石炭

三、瓦及煉瓦

一六、普通農業用ノ籠及篩一五、粘土、陶土、耐火粘土鎔滓

前記税歸ハ「ゼツクス」生産ノ左記ノ品ニ對シヲ總テノ輸入税ヲ発除スヘシ

生ノ蔬菜及園藝植物

馬鈴薯 生果

四 五 活キ又ハ死シタル家禽 パ ン

六 弋 生鷄卵 生乳

八、生牛酪

本條ニ掲記セル物品ハ市場ノ供給品ニアラサレハ冤稅取扱ヲ行ハサルモノトス依テ「スイス」 蜂蜜

ニ輸入又ハ運搬ヲナス者ハ販賣者自ラ馬車又ハ荷車、電車又ハ汽車ニ依リ之ヲ携行スヘキモ

前記各品ノ各輸入重量ハ五「メトリックキンタウ」ヲ超過スルコ ノニシラ運送狀ニ依リ發送ノモノハ「スイス」ニ於ラハ発稅輸入ヲ除クヘシ

トヲ得ス但シ生牛酪ハ例外ト

四三

四四四

シテ各免税輸入額ヲ五キログラムニ制限ス

且「ジュネーブ」ノ市場ノ雷用ニ仕向ル生産品ハ何レモ「ゼツクス」國ヨリノ輸出禁御トナスコ トヲ得ス「ヴォ」及「デユネーブ」行政區ノ國境ヨリ輸入スル左記品ニ對シテハ左ノ額迄ハ免稅

輸入ヲ許容スヘシ

白葡萄酒

赤葡萄酒

總重量ニテ單位メトリツクキンター

ıν

1100

二、五〇〇

七00

1100

六00

生牛皮、羊及山羊皮

三、各種ノ乾酪

麥酒及果實酒

「鞣革、着色叉ハ染色ノ革

Ξį

八、包装用ノ箱七、農具及刄物類六、粗製革

六

1100

九 唐木細工家具及指物類

仕組材 「トアリー」ノ天然ノ挽キ、 叉ハ磨カサル大理石

鐵粗製品(鑄鐵品ヲ除ク)

普通ノ陶器

四 衣服及肌着

第四條 第五條 千枚犢、羊及山羊ノ生皮ヲ八千枚迄總テノ輸出税ノ莬除ヲ受ケ輸出スル 「ゼックス」國ノ住民ノ「サヴオア」ニテ購入シ「スイス」領土ヲ通過シテ共ノ國内ニ輸入 「ゼツクス」國ノ鞣革工業者ハ「ヴォ」及「ジュネプ」行政區ノ國境ヨリ毎年生牛皮(有毛)

スヘシ

ル家畜及各種ノ物品ニ對シテハ通過税ヲ徴收セ

但シ「スイス」ハ該通過ニ對スル取締規定ヲ保留シ獸疫流行ノ場合ニハ家畜類ノ輸入又ハ通過 禁止規定ヲ適用スヘシ衛生取締ニ對シテ徴收スル課税ハ通過ノ畜類ニ對シテ

第六條『輸入税ノ免除ヲ受クル貨物ハ『ヴォ』及『デュネーブ』行政區ノ國境ノ凡テノ稅無及關稅

100

TL () ()

Ξ

000

100

五〇

= トヲ

得

ノハ半額

二低減

四五

該貨物へ關稅通路ニ依リ前記稅關又ハ派出所ニ

派出所ヲ經テ「スイス」ニ輸入スルコトヲ得

申告ス

「スイス」開税行政廳へ前記第三及第四條ニ定數量額ノ貨物ニ對シ毎年一月一日ヨリ十二月三 ラサレハ「スイス」ニ輸入シ又ハ「スイス」ヨリ輸出スルコトヲ得ス 第三條ニ揭記セル貨物並第四條ノ規定ニョリテ発稅輸出ノ貨物ハ「グラン・サコネクス」 「メ イリン」、「クラシエ」、「シャウッアンヌ」、「ツヴエルテ」、及「シャシー」ノ税闘ヲ經ルニア

自由地帶ニ居住スル人民ハ總テ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハス取締規定(卽チ輸入貨物ノ生産地ヲ 十一日迄有效ノ信用券 (Billet de Credit) ヲ交付スヘシ

第七條 「スイス」國ニ於テ裁斷シタル衣服ヲ「ゼツクス」國ニ於テ仕立テンカ爲同 於テハ以上ノ五條款ニ規定セル利益ヲ享クヘシ第三條ニ規定セル貨物ニ闘シテハ如何ナル場 確認スル上ニ於テ「スイス」行政官ノ認定上必要ナル生産原地證明書ノ如キ等)ヲ迄由スルニ 合ニ於ラモ「ゼツクス」國當局ヨリ發給セラレタル生産原地證明書ヲ添附スヘシ 地へ 輸 種物 セ

品ノ輸入及輸出ハ「メイリン」、「サコネクス」及「ヴィルループ」ノ税闘ノ外取扱ヲナササ タルモノノ「スイス」ニ再輸入ノ場合ニ於テハ旣成服ニ課スル輸入稅ヲ免除 スへ シ 此

jν

ŧ

ノトス

「スイス」關稅行政廳ハ該便益ヲ享受スルモノノ所持シ「スイス」稅關ニ提出スヘキ記錄簿ノ檢 「ゼツクス」國ニ居住スル勞働者ニシテ「スイス」國ニ勞働ノ為入國スルモノノ其ノ器具ニ對シ 査施行ヲナスモノトス

第八條 「ドウブ」縣ノ「フィルグ」ノ國境稅關ハ從前ノ如ク「フランス」ニ輸入シ又ハ通過スル乳 時計、樂器用箱、時計材料及器具ニ對スル通關ノ取扱ヲナスモノト ス

テハ總ヲ關稅ヲ莬除スヘシ、勞働者ハ本件ニ關シ「スイス」稅闘ヲ帳簿ノ交付ヲ受クヘシ

第九條 以上ノ規定ハ本日附協約ノ通商條約ト同時ニ效力ヲ發生シ又同一ノ期間有效トス 千九百六年十月二十日「ベルン」ニ於テ正本二通作成ス (以下省略)

(附屬口書商用派出員ノ身分證明書雛型省略)

附屬臣書

仲裁裁判ノ組織起手續

第二十四條ニ準據シ仲裁裁判ヲ開クトキハ其ノ都度左記手續ニ依リ之ヲ組織ス

四七

四八

ス 次ニ 雨締約國ハ丘ニ仲裁裁判委員一名ヲ自國臣民中ノ有資格者ヨリ撰任シ仲裁裁判權ヲ委任 雨締約國ハ第三國ノ臣民中ヨリ一名ノ採決仲裁員ヲ選任スヘシ

Æ, 裁 初回 探決仲裁員ハ裁判ヲ總理シ其ノ判決ハ多數決ニ依リテ下スヘシ 判 **ノ任務ヲ委任スヘキ委員ヲ抽籖ニ依リ決定スヘシ** ノ仲裁裁判ハ抽籤ニ依リテ指定サレタル 國ニ開キ第二回 目 ハ他ノー 國二 於テ 開 キ而

四、本件ニ開シ兩國間ニ協調ヲ見サルトキハ右ニ依リ選出セラレタル候補者中ヨリ採決仲裁

補

者ヲ一名選出スヘシ

若シ

右ニ關シ協調ヲ見サル

トキ

ハ締約國ハ前項ノ規定ニ依リ提案シタル以外ノ國籍ノ候

シ ラ順次兩國ニ交互ニ開クヘシ 必要ナル場所並人員ノ提供ヲナスヘシ 開催當該國政府ハ裁判ヲ開クヘキ都市ヲ指定シ又共 プ裁 割

員ヲ 列 席セ - ハ各仲裁裁判所ニ對シテ該裁判ト之ヲ任命シタル政府トノ仲介任務ヲ果ス シ ム シ

へキ委

ヲ

兩締約國

裁判手續ハ例外トシテ文書ヲ以テナスコトヲ得仲裁裁判所ハ兩國ノ官吏ニ對シロ頭辯論

要求シ又出廷ノ必要ヲ決定セラレタル鑑定人又ハ證人ヲ要求スル權限ヲ有ス此等鑑定人又

ハ證人ヲ召喚シ聽取スルカ為ニハ兩稀約國ハ各仲裁裁判所ノ要求ニ依リ受託裁判事務ノ執

行ト同一條件ニ依リテ其ノ立會ヲ命スルモノトス

仲裁裁判ノ經費ハ兩締約國半額宛負擔スヘシ

四九

瑞西埃太利通商條約

西、墺太利」通商條約

千九百二十六年三月一日「ヘルン」ニ於テ批准交換 千九百二十六年一月六日議定

第一條 依之兩艜約國ハ各々他ノ一國ニ對シテハ上記ノ權限ニ於テ第三國ニ協定シ又ハ將來協定スへ 兩締約國ハ輸入輸出並通商貿易ニ闘シ最惠國ノ權利及取扱ヲ互ニ保障ス 同日效力發生

取扱、 倉庫ニ於ケル貨物ノ搬入搬出並藏置ニ闘スル制度ヲ含ム)内國稅、稅餬ニ於ケル通關手續及 ヲ無償ニテ直ニ均霑セシム キ凡テノ特權竝特典殊ニ關稅ノ額、其ノ徵收及擔保、保稅倉庫(自由港自由地帶及私設保稅 **並政府、縣又ハ市町村ノ收入ニ對シラ徴收スル内國稅又ハ消費稅ニ對スル特權並特典** ルコトヲ協約ス

但シ國境交通ヲ容易ナラシメンカ為他ノ陸境國ニ對シ又ハ或地方ノ居住民ニ對シ現ニ 叉ハ將來許容スへキ特惠並關稅同盟ノ結果稀盟國ノ一國ト旣ニ取極メ又ハ將來協定シ得へキ 一許容シ

Ŧi,

ħ.

便益ニ對シテハ之ヲ除外ス

現行條約ハ脇稅同盟協約ニ依リ「リユクテンステイン」公爾領ノ「スイス」國ニ關係ヲ保ツ限リ

セ サルコ トヲ協約ス 第二條

兩

一締約國ハ輸入、輸出又ハ通過ニ對シ何等カノ禁止又ハ制限ヲ以テ相互ノ貿易ヲ阻害

同領土

對シ其ノ效力ヲ均シク及ホスモノト

ス

但シ左記ノ場合ニハ右規定ヲ除外ス

異常時ニ於ケル軍需品ニ關スル

ŀ ŧ

公安保持ノ事由 三依 w ŀ ŧ

三、 衞生警察及動植物ノ疾病害虫及其ノ他一切ノ有害毒物ヲ防止スル事由

= 依

jν ኑ

キ

四 一國ニ於テ內國法令ニ 依り内國生產物ノ生產貿易ノ運搬及消費ニ對シ制定シ又 制 定

賣品叉 於ケ トス ル政府 ハ専賣品ニ類似 ル禁止又ハ制限ヲ同種品目ノ外國貨物ニ施行スルトキ右ハ特ニ締約國 ノ専賣品 タル貨物ニ協 ノ規定品 タル何等カ ス jν Æ ノ貨物 ノ ト ス ノ通過 但シ 他 ニ對シテハ專賣法ノ效力ヲ保障ス テー 國 ノ貿易ニ於テ政 シ <u>ー</u> 國 ア領土 府

1 車

N

こ必要ナル範圍ニ於テノミ之ヲ阻止又ハ防止スルコト

ラ得

ゥ ル輸入腸税並附屬B書ニ掲記セル「オーストリア」原産品又ハ製造品ニ對スル「スイ 現行條約附屬A書ニ掲記セル「スイス」原産品又ハ製造品ニ對スル「オー ス ŀ y スピニ於 アニか

外國生產 ノ原料ニ依リ製造スル加工貿易範圍ノ製造品ハ之ヲ當該加工地ノ生産品ト看做

若シ締約國ノ一國ノ第三國ノ一國ニ對シ締約國ノ他ノ一國ノ同一原產品ニ課

スル

3 ŋ

ヲ

Æ 高率ノ課税ヲナシ又ハ締約國ノ他 ノ一國ノ貨物ニ對シテ施行 セサル輸入ノ制限又 禁 止

第四條

ケ

٧,

輸入關税ハ該兩附屬書規定ノ税率ヲ超過スルコトヲ得ス

若 摮 第三國ノ一國ノ同一貨物ニ = 依リ之ニ脇シ輸出國ニ依 シ輸入國 ノ適用又ハ其ノ輸入許可ヲナス = シ テ 生産原地證明書ニ 對シテ施行スル リ定メラレ = 對シ領 ኑ ヲ Þ 得 ル當局發給ノ生產原地證明書ノ提出ニ依リテ最 事 トキハ締約國ノ他ノ一國ノ生産品 ノ査證 ラ要求 スル ŀ ‡-ハ該査證ノ手 ニ對シ 數料 テ ۱ر 八一件 必要 低稅

第五條 w 場 付 合二 金貨 各種 Æ 貿易ノ支障ト フラン ノ通過貨物ニシテ直接 又ハ金貨一「クロ ナラサ ル樣規定ス ノ通過ヲナシ又ハ稅關監視ノ下ニ ーヌ」ヲ超過 ~ シ スル **=** ŀ ヲ得ス、 該手數料ニ 共ノ通過中荷卸シ倉入解 闘シテ ٠, 如何

ナ

五三

装復裝ヲナシ再ヒ積荷ヲナスモノニ對シテハ兩國共ニ凡テノ通過稅ヲ免除スヘシ

|ハ通過ヲ阻害スル如キ手續又ハ其ノ他ノ規定ヲ通過ニ對シテ圧

二施行

セサ باد

3

第 兄七條 但シ第八條ノ規定ヲ保留シ輸入品ニ對シテハ内國產品ニ課スルヨ ヲ 該規定ハ本條約 翩 |其ノ破棄通告ノ場合ニ於ケル循豫期間ハ本條約ト シ本條約ノ附屬D書ノ規定ヲ適用スヘシ 該輸入品ニ t ラ 兩締約國ハ他ノー w v 物品 對 ト同時ニ其ノ效力ヲ發生ス、但シ本條約ト分離シテ破棄ノ通告ヲナス シテ内國稅ヲ課ス ト同一品又ハ上記内國稅ヲ課セラルヘキ原料ヲ以テ製造シタル物品ナルト 國ノ領土ヨリノ輸入品ニシテ若シ内國ニ於テ消費税其ノ他ノ内國稅 jν ノ權根 はヲ保留 · 同シ ス リモ高率ノ課税ヲナス **_**

兩締約國ハ國内的課稅法令

ラ事

由ト

シ其ノ領土

内ニ生産

セ

サ

w

物品叉、現行條約附屬稅率表

_

ŀ

=

ŀ

・ヲ得ス

得

掲記ノ貨物ノ輸入ニ對シテ特ニ税ヲ創設シ又ハ増税スル

第六條

兩稀約國ハ「スイス」及「ウオラルベルグ」間ノ刺繍貿易ヲ容易ナラシメンカ爲該貿易ニ

トヲ

7

協約

阎

兩絡約回

第八條 政府 課税ヲナササル場合モ専賣保證ノ爲其ノ輸入ニ當リ輸入附加税ヲ徴收スル事 ノ專賣品タル物品並專賣品製造ニ専用ノ原料ニ對シテハ内國產同種物品又ハ原料 ラ得

但 規定期間内ニ於テ右附加税ヲ課セラレ 夕 ル原料ヲ專賣品以外ノ製造ニ使用シタ . N = ŀ

第九條 證明シ 兩編約國ハ他ノ一國ノ承認ヲ經ル タル場合い右附加税ヲ拂戾スへ シ = トナク事由名目ノ如何ニ拘ラス如何ナル物品ニ

Æ

ヲ

對 「シ内國產品ノ製造又ハ加工ノ為使用スル原料品ニ課スル輸入關稅並該產品ノ製造又ハ加工 シ 其 ノ使用原料品 ニ對シテ課スル内國稅ハ前記內國稅ヲ課セラレタル産品若ハ關稅又

内國稅

ラ課

Ŀ

ラ v

タ

但

輸出奨勵金ノ交付ヲナスコトヲ得ス

十條 ŀ ヲ 得 兩 締 約 國

ル原料ヲ以テ製造シタル物品ノ輸出ニ當リ一部又ハ全部ノ戾稅ヲナ

ス

=

負擔 ス ハ共通ノ國境ニ於テ必要ナル權限ヲ有シ且充分ナル數ノ稅關 ノ設置維持ヲ各

得ス又貨物運送者ノ規定ノ場所ニ於ケル停留、荷卸又ハ積換ヲナスコト こ於ケル寄港又ハ積換ニ對シテハ如何ナル稅ヲモ ヲ妨クル 徴收スル **J** ŀ ヲ得ス、 **=**

トヲ

第十一

締約

國

其

ノ

版圖

五五五

同一ノ 約 シ航 國 海 條件ノ下ニ同一ノ船舶税及船貨税ヲ納付シ 取締、 方ノ所屬ノ船頭及小舟ハ他 衛生取繙又ハ課税徴收ヲ保障スルニ必要ナル取締規定ハ之ヲ保留 方ノ版圖 ノ天然又い人工ニ依 自由二航 行 ス w w # ŀ 水路ヲ内國 7 得 船 頭及船

舶

締

ŀ

但

締約國 用 港及荷役場所、 ノ施設、 ノー方ノ臣民ハ他方ニ於ケル堤防道及其ノ他 船貨及其ノ他 航路ヲ標識スヘキ燈火及目標、 7 物件ノ寄託 倉庫ノ使用 水先案內、 ニ對シテ 1 道路、 公設起重機及秤量機、 ハ該施設及設備ノ公用ヲロ 運河、 **剛門渡船**、 橋及廻轉橋 倉庫及救助 (K)

ŀ

ス

閒 締約國ノ他 w , 以上政府又ハ私人ニ 使用スル 所定 地 ノ航海 **=** ノ ŀ 方ノ ヲ得 = 領土 從事 管理 ス 內 セラ w = 業務取扱所又ハ支店ヲ有セサル締約國ノ一方ノ臣民ニシ Æ ノニ 'n ト否トニ テ其ノ事業ヲ締約國 拘ラス内國民ト同一條件ノ下ニ同一ノ料金ヲ納付 ノ他方ノ領土ニ擴張 シ常該國 テ外國 ノ港及

同 荷 ヲ 樣 得 役 地 1 ス 原 = 則 侀 ヲ 係 運搬 ヲ ナ 業 ス ŀ モ * 準 ۱د 甪 他ノー ス 方ノ版圖内ニ於テハ其ノ業務ニ對シ工業税ヲ賦課ス n

3

ŀ

條 縮約國 い相互ノ國境貿易ヲ保護セ ンカ為可能ナル範圍ニ於テ本條ニ 關スル追加規定

第十三條 ケ n 懲罰棒ヲ保留 締 約國ハ規定期間内ニ於ケル再輸出又ハ再輸入ヲ條件トシ取締法及犯則 シ 兩國 ラ ー 方 3 ツ他方ニ 冬越放牧又ハ市ノ為連行シ來 ル家畜 = 對 Ï 場合ニ於 シ ラ 輸

締約國 ۱ر 本條約 ノ 一 部ヲナス附屬E書ニ於ヲ家畜流行性病疫ニ關スル取極ヲ行

出

輸入税ヲ発除

ス

୬/

該協定 該協定 ノ破棄ノ通告ヲナ ハ本條約 ト同様ニ施行 ス = トヲ得 ス 但シ締約國ハ本條約トハ 別途ニ三ヶ月間 1 **、猶豫期** Ŀ 間 Þ ヲ置 y

ŧ

第十四條 (自轉車及自動自轉車ヲ含ム)及動物ハ六ヶ月ノ規定期間ニ於テ再輸出又ハ再輸入ヲナ 締約國 ノ一方ョ リ他方ニ人又ハ貨物ヲ單ニ運搬セ ンカ爲通過スル各種ノ運搬用物件 シ 並

同

c) 並前記運搬用物件ニ附屬シ運搬途中 物ナル J トノ 證憑ヲ提示スルヲ條件トシテ凡テノ ・ノ使用 二供く jν 輸入輸出税ヲ免除スヘ Æ 1 = 對 シテモ同一ノ シ 條件 尙繁駕(attetag ニ依リ假輸

規定關 ス ス ŧ. ノ許可ヲナ ノハ 稅 共ノ歸還ニ ノ発除ヲ享クルノ權限ヲ失ハサ ス ^ シ ・ 於ラ新ニ積載ヲナ 削記 ノ運搬機崩 シ = シ n 12 ラ締 Æ w 場合ト ノ ト 約國 ス 雖該積載ヲ行 ノ 一 方 3 ツ他方 ヒタル = 一人叉ハ 場所ノ如何 貨物 ノ運搬ヲ 拘ラ

ナ

ス

各種引越用ノ車輛並框ニシテ此等運搬用物件ノ道路ニ依リ又ハ鐵道ニ依リテ國境ヲ通過スル

兩締約國ノ十二ヶ月ノ期間ニ於テ再輸出又ハ再輸入ヲナスヲ條件トシテ且之ニ쏆ス

取締法ヲ保留シ凡テノ輸出輸入税ノ免除ヲ相互ニ規定セル物件次ノ如シ 關税ヲ課セラルヘキ見本品(旅商ノ携帶スル食料飲料竝煙草ヲ除ケル見本品ヲ含ム) 修繕ヲ目的トスル物件

第十五條

場合モ亦本條ノ規定ノ適用ヲ受クヘシ

件ヲ塡充シテ再輸出センカ爲空虚ニテ輸入シ又ハ物件ヲ塡充シテ輸出ヲナシタル後空虚 テ再輸入ヲナスモ ノニシテ旣ニ使用シタル標記ヲ施サレタルモ

三、木、鐵、土又ハ其ノ他ノ材料ニテ製シタル袋、箱、樽、籠、大瓶及其ノ他類似ノ容器ニシテ物

四、「スイス」ニ於ケル商店ノ「オーストリア」ニ於テ又ハ「オーストリア」ニ於ケル商店ノ「ス ス」ニ於テ組立、 試験、 修繕ノ作業ヲ完成センカ爲「スイス」ョリ「オーストリア」ニ又ハ

「オーストリア」ヨリ「スイス」ニ送付シ若ハ商人自ラ携帶輸入スル器具並機械

鑄物ニ使用スル木又ハ其ノ他ノ材料ニテ製造セル型

兩國ノ一方ヨリ他方ニ發送スル修繕用機械部分品

五、

Ł 市及市場ニ輸入シタル商品(食糧品ヲ除ク)又ハ市及市場取引以外ノ機會ニ於テ販賣セ

第十六條 カ爲發送シタル商品 兩編約國ノ一國ノ貿易業者、製造業者並其ノ商用派出員ハ他ノ一國ノ版圖内ニ於ケ (食糧品ヲ除ク)

又ハ其ノ他ノ事業ノタメ買入ヲナシ又其ノ供給商品ノ賣買ヲ爲シ若ハ之ヲ職業用又ハエ ニ利用スル人又ハ商會ニ於ヲ何等ノ賦課金、 料金ヲ徴收セラルコトナク注文聚集ヲナスコト 業用

規定ノ手續ヲ以テ自國當局ノ發給セル身分證明書ノ提出ヲナシ當該國ニ於テ其ノ貿易製造

ヲ得

通 尙之等事業家ハ内國商用派出員ニ許可セラレタル場合ノ外商品ニ非サル見本又ハ雛型ヲ携帶 ス 闘シ ルコ タ トヲ得商用 יענ 貴金屬 プ商品 |派出員ニ依リ輸入セラレ闘税保證ニスル手續ヲ簡單ナル記錄手續ニ依リテ ▲顧客ニ提示スル見本用以外ニ使用スルコトヲ得ス從テ自由販 買ヲ

ラハ之ヲ適用セス之ニ闘シテハ兩締約國ハ自國法律ノ完全ナル自由ヲ保留ス 削記 規定期間内ニ 規定 ⇉ トヲ得ス若シ擔保充分ニ提供シタル場合ハ申請ニ依リ刻印ヲ省略スル ハ巡廻工業者行商 右見本 ノ再輸出ヲナササル場合ハ右保證金ハ國庫ニ入 人又商工業ヲ營マ -+jν モノノ所ニ 於テ注文聚集ヲナスモ **_** ŀ タ得 ノ ニ 對シ

第十七條 並保險會 締約國ノ一方ノ版闘ニ於テ適法ニ設立セラレタル株式會社及商事、 祉 ハ他ノー 國ノ版闘内ニ於テ當該事項ニ關 スル其ノ國法ヲ遵守シテ凡テノ權利ヲ有 工業及金融會社

效ナラシ ノ他ノー 叉此等商會ノ締約國ノ他方ノ領土内ニ於ケル業務執行ニ對ス 國ニ於ケル不動産及其ノ他ノ財産ノ取得ニ關シテハ當該國ニ施 メ殊ニ裁判上原告又ハ被告トシテノ訴訟權ヲ享有スルモ ノトス此等ノ會社 įv 許可ニ闕 行サ ĵv シテ v 國 ノ締約 法 ハ當該國 依 网

適法ニ設立認可セラレ 施行サルル法令ニ依ルヘシ、 ŀ ス タル類似ノ會社ノ現ニ享有シ又ハ將來享有スヘキ權限 如何ナル場合ニ於テモ前記商會ハ他ノ一國ニ於テハ第三國 ナ ト同一ノ權限ヲ = 依

享受スヘキモノ 當該國 Æ , 商會ニ旅行スル 前記商會並其ノ支店及代理店ハ他ノ一國ニ於テハ如何 3 リモ高率又い別項ノ關稅、 内國稅及賦課金ヲ課 te ル名目 ラ ıν jν 7 ŀ ナ

ŧ

ノト

第十八條 總 副 領事、 領 事代理領事 締約 領事、 团 ラ任命 副 各々 領事 他ノ 及 ェ N 代理領事 1 權限 國二 於テ領事館 ヲ 有 ٠٠ 職 ス 務 ~ 執 シ 行權 設置ヲ認容 = 對 シ 其 ノ駐 セ ラレ 在國政 ø π 府 場所 3 リ認可 = 駐在 狀又 スへ ŧ 、、之二 領事

準 スル證狀ノ交付ヲ受クヘシ 上記認可狀又ハ之ニ準スル證狀ヲ交付シタ ル政府ハ該認可狀

特權、 ラノ名譽領事官憲 兩締約國 ・ヲ承認 **免**責、 ノ領事官憲ハ 発除ヲ享受スヘシ = 對シテハ 最惠國 前項規定ノ特權並領事官文書ノ不可侵權ニ ノ同等級 兩締約ハ之ヲ派遣シタル政府 ノ領事官憲ノ現ニ享有シ又ハ將來許 ノ臣民 ニ 非サル 對 シテ 容 セ 制 ラ 領事官 限ヲ附ス Jν ~ 憲並 ŧ 權 w

叉ハ之ニ準ス

ル證狀

=

關シテハ取消ノ理由ヲ指示シ此ノ取戾ヲナシ得ルノ權限

ヲ有

第十九條 裁裁判 ノ判 本條約竝本條約附屬A書乃至B書ノ解釋ニ關シテ異議生シ締約國ノ一方ヨリ之ヲ仲 決二付 セ ン **=** ŀ ヲ提議シタル場合ニハ他ノ一 國ハ之ニ同意シ且該紛議 ノ條約ノ解

⇉

ŀ

第二十條 仲裁裁判ノ判決ハ强制執行力ヲ有スル 關 ス ル異議 本 一條約 ナルャ否ヲ確認スヘキ先決問題ノ裁判ニ關シ 1 批准證書ノ交換ハ「ベルン」ニ於テ行 Æ , ŀ ス ヒ其ノ效力ハ交換 テモ同意ヲナスへ プ日 3 y ŧ 發生 Æ 1 廢棄 **フ**. ŀ ス シ

本 叉其 通 場合ニ 通商條約 告ナキ プ期間 於テ ŀ ノ調印終了後兩締約ノ 一國ニ依リ制定 キ Æ 對 未定期 破棄通告ヲ受ケタ シ テ ٠, 共ノ效力發生後一ヶ年ト定ム、 間 ニー對シ テハ ル後三ヶ月間 默認更新ヲ以テ其ノ效力ヲ延長スヘシ、 い有效 セラレ ŀ 但シ該期間終了前三ケ タ ス ρV 删 税率 Ì 増加ニ / 月以內 本條約 •/ テ他 ラ 一 如何 國

ナ

牽引上ニ關シテ協定實現ヲ見サル場合ハ他ノ一國ハ三ヶ月ノ期間ヲ保留シテ本條約破棄ノ通 リノ輸入貿易ニ支障ヲ來ストキハ他ノ一國ノ要望ニ依リ之ヲ商議スヘキモノトス、若シ씲稅 六二

仍テ之ヵ證トシテ各全權委員ハ左ニ署名調印スルモノナリ

告ヲナスコト得

一千九百二十六年一月六日

「ベルン」ニ於テ此ノ正本二通ヲ作製ス

エルネユト・ロールストユツキ

エ・ガスマン

エルネユト・ウエテール

エル・デー・ポーリ

.

、附屬A 書及B 書譯文省畧)

附屬の書

加 條 約

第三條ニ隣スル件 追

兩稀約國ハ相互ニ輸入輸出税ヲ金貨ニテ徴收スル權限ヲ保留ス、 最惠國ノ取扱ヲ保障シ一方ノ國ノ關稅ヲ金貨ニテ徵收スル場合ニ當該國通用ノ紙幣ヲ以テ之 紙幣ノ時價低落ニ相當スル打歩ヲ増加シテ納入スルコ ラ得 但シ本件ニ關シテハ 兩 締約國

ŀ

第七條及第九條ニ關スル件

=

締約國ハ第七條末項ノ規定ハ取引上ノ租稅ニ適用セ 輸出ニ當リテノ其ノ拂戾ハ第九條第一項ノ趣旨ニ於ケル輸出獎勵金ト認メサル サルコト ヲ協約シ且本税ヲ課セ ラレ ~ シ Þ ル貨

第十一條ニ關スル件

運搬スル業務ト解スヘシ工業税トハ營業ニ賦課スル凡テノ税 第十一條末項規定ノ運搬業者ノ意義ハ鐵道ヲ除ケル他ノ凡テノ道路ニ依リ人又ハ貨物ヲ正規ニ 所得税ヲモ 含ミ國庫及市町村等ノ收入トナル モノ ト解ス 〜 シ ノ意義ニシテ之ニハ**營業ニ依**リ生

.ノ他方ノ版圖内ノ運送ニ從事スルトキハ重複課稅ヲ避クル爲ニ

運送營業者ニシテ締約國

設ケタ

ıν

送機關 締約國 内國法 貨物ヲ再ヒ發送スル目的ヲ以テ直接土地ノ仕向人又ハ鐵道 國 = 崩スル ア他 規定ヲ保留シ國法ニ依リ課稅ヲ行フヘシ、 ヲ以テ運送セ (ノ他方ノ預域内ニ在ル停車場ニ於テ運送ヲ營業スルモノノ其ノ運途機關ヲ以テ運途ス 方ノ領域ニ於テ別ニ獨立ノ附帶事業ヲ營ミ又ハ其處ニ財産ヲ所有スルトキハ之ニ脶ス ノ適用ヲ受ケ別ニ制限ナク稅金ヲ賦課セラル 限リ獨立 ノ附帶事業ヲ成立スルモ ント スル貨物 ノ引渡ヲ同一 ノト看做ササルヘシ之ト反對ニ運送業者ノ 若シ航海運送ノ經營者ニシテ其ノ營業ノ傍ラ編約 場所ニ於テ受ケ若ハ他ノー ヘシ 三引渡ス其ノ行為ハ該行為ノ航海業 方ノ版圖 所在 自己 ス

第十二條ニ隅ス ル件

運送業ト常規ノ業務關係

=

ア ル

場合ニ於テ亦同樣

ノ解釋

三依

ルヘ

シ

運

v

v

飾

共同 府ハ該地 **迄擴張** ノ關稅線 帶 ス ラ最 jν 3 3 ŧ り ŀ 兩領 嚴重ニ境界ス ヲ得國境地帶ノ居住民ハ之ヲ本條約ニ於ケル國境人 主 = 進出 v シ 十キロ ノ權限 ķ ヲ保留シ且特 1 ŀ ル迄ノ地域ヲ以テ國境地帶 殊 1 場合 = ۱ر 此 1 (國境ニ 地帶 ŀ 認 ヲ 財産ヲ所有ス 十五 ۲, 兩 ŧ 締 約 X

國政

1

ŀ

n

居住人)

ト看做スヘシ

接境小取引及市場

國境地帶內ノ相互輸入ノ取引ニ於ケル左記產品ハ一日一回ノ輸入ノモノニ限リ輸入並輸出

數量ニキロ者ハニリットル迄ヲ限度トスルモノ 、生鮮ナル又ハ簡單ナル處理ヲナシタ ル肉類

脚税及其ノ他ノ税ヲ免除スヘシ

、生乳、酸性乳及「トプフアン」

、穀粉類 数量三キロ迄ヲ限度トスルモノ 生菜

生果(葡萄ヲ除ク)

食パン叉ハ饅頭菓子類

限リ與フル 國境地帶ノ相互貿易ニ於ケル下記ノ産品ニシテ國境地帶生産ノモノハ國境人ノ必要程度ヲ Æ ノニシテ或運送機關ニ依り輸入ス jν モノニ對シテハ之ヲ除外ス 前記ノ便益ハ單ニ國境地帶ノ原産品ニシテ國境人自ラ道路ニ依リ自家用トシテ楡ススルモノニ

税ノ免除ヲ受クルコトヲ得 超過セサル數量ノモノニテ之ヲ税闘ニ申告シ且ツ闘税通路ヨリ輸入スルニ於テハ輸入及輸出

、天然及人工肥料、幹莖ヲ有スル亞麻及大麻、生及铊シタル秣、葉、

枯木葉、苔、

草根

砂礫、粘土、

陶土、泥炭、

石南

1:

油 ノ工程ヲ終了シタル後再輸入ヲナスモノニ 穀類、採油用種子、 挽き割。 粉碎等ノ加工ヲナサ 大麻、 亞麻、材木、 Ĺ カ爲一方ノ國境地帶ヨリ他方ノ領域ニ運搬シ來タ タン(鞣革川樹皮)及類似ノ農産物ニシテ製粉、 對シテハ右ニ關スル取締規定ヲ保留シ互 ツ次 輸出 製

關稅行政廳へ右産品ニ對シテハ地方ノ狀況ニ依リ國境ノ監視區域ニ於ケル關稅通路外ノ

道路

リノ輸入ヲ許可スルコトアルヘシ

輸入税ノ発除 出又ハ再輸入スヘキ數量ヲ必要ニ應シ協定ス ノ取扱ヲナスヘシ、兩國魵稅行政廳ハ之等ノ原産品ヨリ製造スヘキ數量及再輸 へ シ

四、國境住民ノ通商ヲ容易ナラシメエカ爲一方ノ關稅領域 的事由ニ 運搬シ來タル物件ニシテ其ノ作業ヲ終リタル後返還 3 リ必要トスルトキハ該通商ノ認可ヲ與フル ス æ w 1 Æ 3 ŀ ノ ニ リ他方ノ領域ニ職工 ス 對シ兩國稅 職工ノ作業ハ家庭工業ノ場 酬 カ 地 ノ職業用 方的 及經濟

合ヲモ含ミ糸及織物ニ對スル職工ノ操作ニハ染色ヲモ含マシムヘシ衣服ノ仕立ヲ目的トスル |工ノ貿易ニ於テノ關稅免除ハ該加工ニ使用ノ附屬品ニモ均シク及フモ , ŀ ス

Ħ, 告ヲナスモ 依リ隣接地ノ薬店 携帶輸入スル楽品ニシテ其ノ必要程度ニ相當スル小量ノモ 千八百八十五年十月二十九日協約ノ實施ニ依リ國境住民ニ許可シタル際師及獸醫 ハ右輸入ハ關稅通路外ョリナスコトヲ**得、** ノニ對シテハ 關稅ヲ冤除スヘシ、 ニ於テ購入シ携帶輸入スル調合藥並關係地方ノ衛生法規ニ **尙醫薬用調合品ニアラサル薬劑及單純ナル醫薬** 急ヲ要スル場合並土地ノ關係上必要トスル ノニシテ關稅通路ニ依り稅 基キテ技! ノ處方ニ 刷 術 場合 申

及化學薬ニシテ包装ノ上ニ明瞭且精確ニ薬品名ヲ表記シ地方ノ小賣商ノ取締規則ニ適合

シタ

æ

ノニ對シテハ處方箋提出ノ要求ヲナササルへ

シ

通 自轉車、 税關ノ檢査ヲ受クルコトナク國境ヲ通過スルコトヲ得、 過スル 國境地帶ニ開業スル醫師、獸醫及看護婦ハ其ノ職業ノ實行ノ爲ニハ何時ニテモ 自動車又ハ 得、 自動自轉車ヲ以テ自由ニ 通過シ急ヲ要スル場合ハ關稅通路外ノ道路 叉特ニ身分證明書ヲ所持ス 繁駕 ル 場合い 位依 ∌ y

國境農村ノ通商

7 トヲ

兩國

|關係關稅行政廳ハ右便益ノ許可ニ關シ細則ヲ協定スヘシ

二、左記ノ物件ニシテ其ノ國境出入ヲ税關ニ報告シ記錄通關王續ニ對スル擔保ノ提供ヲナシ且 牧獣ハ兩國ノ主務官憲ニテ家畜歩行路トシテ協定セル指定路ニ依リ出入スペ ノ出入ノ時刻ヲ報告スルニ於テハ文書ニ依ル通關ヲ**発除シ如何ナル稅金ヲモ徴收セサル**ヘシ

接境地帶ノ他方ノ牧場ニ連行シ同日中ニ歸還スル家畜ニ對シテハ豫メ牧職ノ頭敷ヲ示シ其

イ、檢量、交尾、去勢ヲ目的トスル家畜及獸醫ノ手當ヲ受ケ又ハ臨時運搬用ニ供スル家畜竝 前記第一、第二節ノ規定ヲ遂由スルニ於テハ凡テノ輸入輸出稅ヲ免除ス 臨時使用ノ農業用機械器具

、二ヶ年ノ規定期間輓獸ニ使用スル目的ヲ以テ「オーストリア」領域ヨリ「サムニユアン 地ニ輸入スル牡牛牝牛及仔牛 低

生産物及土地生産品へ凡テノ輸出及輸入税並其ノ他ノ賦課金ノ免除ヲ受ケ該所有地内ニ於テ 國境ノ兩方ニ跨リ關稅線ニ依リテ農場ト居住所ト分割セラレタル所有地 ヨリ生産スル 牧畜

運搬 説經營所ヲ出テ締約國ノ一 jν ŀ ラ得 方 、所有地ヨリ他方ノ所有地ニ輸ススル家畜及農具竝播種用種

對シテモ亦同 便益ヲ許容スル æ ノ ト ス

四 産ノ所有者又ハ賃借人タ 國境ノ一方ノ住民ニシテ其ノ居住所ノ附近ニ jν モノノ隣接國境地帶 ノ農作 所在スル他 二從事 領土内ノ畑、 Ŀ ン カ 爲 ŢĹ プ必要 牧場又ハ其ノ他 ノ家畜農具並 ノ財

種子ヲ輸入ス = 對 テハ葡萄ヲ除キ冤稅輸出入ヲ許容 ıν ŀ ¥ ۱ر 凡 プテノ税 ノ冤除 ヲ ナシ スへ シ 且 |他方領土内ノ所有財産 土地 ノ狀況又ハ農作ノ 3 性質上之ヲ y 收穫 **±** 必要 地 生產品 ŀ

設)V 定 ŀ t ŧ ラ 拉訓 分二 タ jν 依 ŀ ŧ リ國境人ノ往行シタル ハ 豫 メ税闘 = 於ケル手續ヲ了 日ニ於テ歸來 シ別ニ許可ヲ受ケ關稅通路 ス n Æ ノ ニ 對シ規定シ 外 タ jν 道路 翮 稅保 ř.

Æ, 外 境 隣接 ラ通 3 ŋ 步 駲 行 行 稅 ス 地 ス v 帶 n 3 , ŀ = 耕 ヲ ŀ 特二 地 ヲ 叉 得 許容 ۱ر 山林 ラ、 1 開發ニ於ケル耕 但シ家畜ハ兩國 作又ハ植林勞働ニ勞働契約 [關稅行政廳ノ協定ヲ以テ指定 = 依り期節 ス # 道 的 ŋ 路

以

政

ス

從 ヲ 再 事 ۲ 澄 N 朋 國 境人 ヲ ス jν = 於ラ 勞働 ラ ۱۷ ス 翽 ~ 稅 ŧ ŀ 場所 利 益保 到着 持 1 П テ日 的ヲ以テ當該官廳 ∌ y 返りり Æ 六日迄ニ ア施行 一般規定ニ依り其 スル規定 ラ保留 何 ブ住 筝 シ 翽 所

ス

稅線 輸出 此等勞働者 ヲ自 婾 ス 稅 由 ノ家庭ニ = 通 ŧ 行 課 ス セ 於テ用フ w _ w ŀ 9 ヲ ル食料品ヲ運搬スル者ハ 得 ナ ク 攵 樹 稅 迹 路 = 依 jν = 隣接國境 ŀ ナ ク職 地群 業上必要ナル = 往行シ タル 温 并 日 ヲ 携 = 其住 帶

六九

所

40

ŀ

ヲ得 歸還スル條件ノ下ニ關稅及内國稅ノ冤除ヲ受ケ國境ヲ通過シ之ヲ右勞働者ニ供給スルコ

第四節 國境一般通商

ノ儘容レテ輸入スル林檎、梨、木瓜、梅ニシテ「スイス」國境地帯ノ國境人ニ仕向ケラレ 於テ消費セラルモ 運搬具ニ仕切ヲ作リ無包裝ノ儘又ハ藁若ハ紙ニテ包ミ或ハ包裝ヲナサス袋、箱又ハ籠ニ其 ノニ對シテハ該果質ノ他方ノ國境地帶ノ生産品ナル 크 ㅏ ノ生産原地證明 同 地

左記ノ「オーストリア」國境地帯ノ原産品ニシテ「スイス」國境地帯ニ於ケル國境人ノ消費ノ為

ヲ證明スルニ於テハ左記税率ニ依リ課税スヘキコトヲ協約ス

書ヲ提出スルニ於テハ凡テノ輸出輸入稅ヲ莬除スヘシ

仕向クル

モノナ

ルコ

ŀ

ス

イス税表番號 品 名 税率(毎キンタールご付)

一六 瓦 樽入ノ果實酒(シードル) 法

和燒又ハ釉薬ヲ掛ケタルモノ

嵌込用粗燒ノモノ 一、五〇

六四七

其ノ他

粗燒又ハ釉藥ヲ施シタルモノ

煉瓦 縦溝ノモ

六 五 一 横溝ヲ有スル モノ又ハ ナキ

E 1

其ノ他 長三十mヲ超エサルモノ

六五二

樽入!果實酒及林檎及梨!「シードル」ニシテ「スイス」國境地帶ニ於テ生産シ「オーストリア」

國境地帶ノ國境人ノ消費ノ爲仕向ケ輸入スルモノナル コトヲ證明スルニ於テハ一〇〇キロニ

局ノ發給セル生産原地證明書ヲ以テ同公爵領ノ原産品ナルコトヲ證明スル時 關稅同盟ノ條款ヲ以テ「リエクテンステイン」公爵領ノ「スイス」ト同盟セラルル限リ生産地當

付三クロースノ課税ヲナスヘシ

年輸入領五〇〇キンタウ迄ノ腐熟乾酪ヲ無稅トスル 3 ۴

ハ協定ニ依ラ指定シタル税闘ニラ行フ輸入品ニ對シテハ

₹

五〇

左記ノ如ク取扱フ可キモ ハーオ

,

ŀ

ż

1

×

トリ

։ =

、 年輸入額二○○キンタウ迄ノ裝飾ヲ施シタル「カテトル」ヲ百キロニ付 | クロース一○ペ ーンノ課税ヲナスコト

二、生産原地證明書ヲ有スル左記!「オーストリア」國境地帶原産品ニ對スル「スイス」國ノ輸入

スイス税表番號 品 名

單位キンタール

キンタールニ付

單

位

法

年輸入額

稅

李

開税率並該税率立該税率ノ適用ヲ受クヘキ年額ハ次ノ如ク定ム

魚 類

生鮮又ハ氷結ノモノ 淡水魚

八七九

嵌込ニ仕組タル各種ノ木片 建築用及細工用木材 嵌込材

四,000

六、一

二 五 〇

二四〇

糊付セサルモ

二四二

000

五、一

二五六% 樽及桶類 鑑ノ筺ヲ以テ組立又ハ不組立ノ

ex五八五

子類靴下類手袋類等ヲ該品ノ見本ヲ備付タル「セン・マルグレラン」、「ブツク」及「マルテンス

ブルク」税㈱ニ於テ申告産地當局ノ簽給セル生産原地證明書ヲ以テ該品ノ原産地ヲ證明シ該

「バヅノン」、「モンタフン」、「スタンズ」並「ロデン」ノ低地方ニ於テ生産スル通常毛製ノ婦人帽

七〇法ノ税率ヲ以テ課稅ス

「ヴォラルブルグ」聯邦國生産ノ挽キ又ハ割タル建築用材木細工用材木其ノ他ノ角材(横材ヲ

ノ銅及真鍮製ジャツト媛爐及签用ノ粗造

五〇

0,1

ex八一七

ex八八八八

ex五八六

割栗石

五00,000

100,000

五〇〇,〇〇〇

冤

稅

£. ○

粗造ノ截石用石材

割ラサル砂礫及砂無蓋貨車又い船ニ積荷シタル

産原地證明書ヲ 有スルモノニ對シテハ 年額八○、○○○キンタウ迄ハ毎キンタールニ付一、

除ク)ニシテ「ブツク」及「センマルグレテン」税關ニ依り「スイス」ニ輸入セラルモノニシテ生

見本ト符合スルニ於テハ「スイス」輸入ニ當り左記ニ依り課税スヘシ

一、年輸入額四○キンタウ迄ノ頭巾及靴下類ニ對シテハ毎キンタウ二○○法 1.7 税率

但シ「ロデン」生産ノモノニ對シテハ 年額八○キンタウ 迄毎キンタウニ付一五○法ノ税率

商人又ハ行商人ノ此ノ種商品ヲ携帶輸入スルトキハ税闘ニ提示スル各數量ニ對シ特ニ生産原

ニ依ル

又い行商人ノ生産地ヨリ輸入シタル商品ノ全敷量い生産地當局ノ證明ノ代ヲ充分ニナシタル 地證明書ノ提出ヲ必要トセス若シ輸入品ノ性狀ト税關ニ保管セル見本ト符合スル トキ ハ府

ノト看做スヘシ

件フモノハ「スイス」輸入ニ際シテハ毎年二五*○○○キンタウ迄ノ數量 ツトオーストリア」又ハ「ヴォラルベルグ」生産ノ加工シタル敷石ニシテ生産原地證明證ヲ 三對 シ テハ AH. 税率ヲ

毎キンタールニ付二〇tsニ軽減ス該品ノ通商ニ關スル輸入税闘ハ追テ協定ヲナシ指定スヘシ

第五節 總

則

許容スル便益ヲ取消又ハ制限スルノ權限ヲ保留 締約國ハ第十二條ニ對 スル追加規定ノ施行ヲ監督シ又違反ノ場合ニ於テハ兩稀

約國

一、本條約ニ規定セル便益ハ締約國ノ一國ノ專賣品又ハ專賣品生産目的ノ貨物ニハ適用セス

定竝ニ取締規定ヲ毫モ改訂セサ 尙國境通商ニ關スル上記施行規定ハ兩締約國間ニ於テ國境通過ニ關シ旣ニ設ケタル通商規 此等物品ニ關シテハ之ニ關スル施行規定ヲ保留ス v へ シ

十五條ニ關スル件

兩締約國ノ一方ノ當局ニ依リ其ノ輸出 ニ當り附シタル檢查證標ハ他方ノ主務官憲ニ於テハ通關

兩

有 締約國ノ税關當局ハ若シ必要ノ場合ニ 證又ハ文書ノ對象物タル貨物ノ同一ナ スル Æ ノト ス、旅商ノ見本品及既ニ使用シタル包装品ノ再輸出ハ必シモ輸入シタル税關ヲ經 ハ更ニ檢査ヲ行ヒ貨物ノ上ニ檢査標記ヲ附スルノ權限ヲ ルコトノ認識ヲナス為ニ行ハレタルモノト 認公 シ

v 7 ŀ ナ ク旅商在ラサル場合亦行フコ ኑ · ヲ 得

第十九條ニ隅ス ル件

兩

締

約國

ハ

仲裁裁判

1

組織及裁判手續ハ左記

依ルコト

ヲ

協約

ノ要求

ヲ

タ 仲 ıν 裁裁判 ŀ 丰 ハ何レモ ハ三名ノ委員ヲ以テ組 其ノ通告ヲ受ケタル日ョ 織ス、 締約國 リ十五日以内ニ其ノ臣民 い他 ノ — 方ョ ソ仲裁裁判開催 ノノ中ョ リ仲裁裁判委員

七五

裁決仲裁裁判委員へ裁判ヲ統裁シ其ノ判決ハ多數決ニ依ルモ 裁裁判所ノ行政委員會ニ之カ選任ヲ委任スヘシ 八日ノ期間内ニ於テ採決仲裁員ノ選任ニ關シ協定ヲ見サル場合ハ「ヘーグ」ニ於ケル常置仲 締約國ノ領土内ニ所有セサル一名ノ裁決仲裁裁判委員ヲ選任スヘシ ヲ各一名任命スヘシ、 右兩仲裁裁判委員へ兩締約國ノ臣民ニ非スシテ共ノ住所及職業ヲ兩 ノト ス 岩シ 兩絲 約國ニ シ テ

第一回ノ仲裁裁判ハ被告側ノ締約國ノ領土内ニ於テ次回ハ他方ノ國内ニ於テ第二囘以後

ŀ ヲ 兩締約國 水肥ス 訴訟ニ關シ特別ノ場合ニハ其ノ都度又ハ全體 **之ニ關シ協定ナキ場合ハ裁判所自ラ訴訟手續ヲ決定** 對シテー ス v **闾仲裁裁判ヲ行** Æ ノト ス 訴訟 手續 フ

並

|裁判事務上必要ナル人員ヲ提供スへ

シ

順衣各國ニ於テ交互ニ當該國ノ指定スル都市ニ開クヘシ、

當該順番國ハ仲裁裁判ノ場所

時 何 ノ事情 レノ國 必要ト ŧ 異議 ス ナキ場合い文書ヲ以テ行フコ ル範圍ニ於テ適用ス ~ シ ŀ ヲ得 此ノ場合ニハ前記第二規定ハ

四 事裁判ニ於ケルト同一ノ手顧ニ依リ立會ヲナサシムル 仲裁 裁 要求 = 依 **ル證人及鑑定人ノ召喚及聽** 取 = Æ 對 ノ ト シ テ ٠, ス、 兩締約國 仲裁裁判所 ノ各當局 ハ其ノ要求ヲ

內

國

民

共

裁判所所在地ノ政府ニナスヘキモノトス

附屬A書ニ關スル件(オーストリア領土へノ輸入關稅)

第二〇二號ノ舊税率ハ「オーストリア」國ノ「チエクオスラヴアク」共和國ニ對シ絹織物製品ノ加

者シ該加工貿易ニシテ徹廢セラルル場合ハ左記協定税率ヲ税表番號第二○二號ノ織物ニ對シ適 用スヘシ 工貿易ニ國稅免除ヲ許容スル期間中適用スヘシ

二〇二 別號ニ揭ケサル織物

不加工品ニシテ無地ノモノ 染色セサル

ŧ

黒染シタルモ

捺染シタルモノ 其ノ他ノ染色又ハ糸染ノモノ

b 加工シタルモ ,

> 單位クロ 1 ス

毎百キロニ付

七00~

七五〇一

八五〇一

一、○近〇—

七七

七八

染色セサルモノ 黒色ニ染メタルモノ

其ノ他ノ染色又ハ糸染ノモノ

三、捺染シタルモノ 刺繍シタルモノ

一一〇〇四

-0011.1

1.0000-

九〇〇一

八五〇--

C

附 屬 D

「スイス」「ヴオラルベルルグ」間ニ於ケル刺繡ノ 書

加工貿易ニ關スル取極

「ヴォラルベルグ」ニ於ラ刺繡ヲナシ又ハ刺繡ト仕上工程ヲ同時ニ行ヒ又ハ折疊ト切扱キヲ同時 再輸入ヲナスノ條件ノ下ニ

取締規定ヲ保留シ輸出又ハ輸入ノ行ハレタル日ヨリ遲クトモ六ケ月ノ期間内ニ於ヲ再輸出又ハ

ニ或ハ唯折疊者ハ切拔ヲノミナサムカ為[スイス]ヨリ輸入スル織物及縁縫ヲナシタル手巾义ハ

縁縫ヲナサル手巾

刺繍マナサムカ為「ヴオラルベルグ」ョリ「スイス」ニ輸入スル織物及縁縫ヲナシタル手巾及縁縫 同ク漂白ヲナサムカ爲「ヴオラルベルグ」ョリ「スイス」へ輸入スル浮出経箔刺繍布ニシテ次 同シク漂白ヲナサムカ為「スイス」ヨリ「ヴオラルベルグ」ニ輸入ハル鎖縫縁刺艫布(幕及類似品) ヲナササル手巾

「スイス」及「ヴオラルベルグ」ニ居住スル商人又ハ營業ヲナス商店ハ該加工貿易 ハ何レノ國ニ於テモ全ク平等ニ均霑スルモノトス、之等商店及商人ノ兩締約國 ノ何 ノ便猛 カ 鰯シテ ノ國

扱ニ闘シ特別ノ手敷料ヲ徴收セサルコトヲ協約ス

二再ヒ發送原地ニ送還スルモノニ對シテハ凡テノ輸出輸入稅ヲ免除スヘシ又兩國何レモ之カ取

ス 為ニハ事實ニ於ラ何等ノ差別ナク特ニ稅㈱手續上ノ免許ニ㈱シテハ同等ノ取扱ヲ受クルモ 所屬民タルノ行為ト又ハ「スイス」或ハ「ヴオルルベルグ」ニ居住シ委託代理ノ資格ヲ以テ ナス行

「スイス」ヨリ「ヴオラルベルグ」ニ「ヴオララルベルグ」ヨリ「スイス」ニ加工貿易制度ニ依 リリ輸出

刺繡

ブ加

工貿易ニ闘シ規定セル闘税免除

ハ刺繍:

材料ニモ亦均霑

セシ

ヘシ

A 0

料 ス ŀ シ jν ノ補足運送品ヲ必要ニ依リ分割發送スル場合ニ於テモ均シク兩國共闘稅ノ兇除ヲ與 ス工作上ノ過失ニ依リ生シタル(端切レ)布ヲ全部組合セ又ハ手分組合セテ修繕セ タル刺繍材料品ニシテ使用セラレサリシ書ハ脇税免除ニ依り再輸入スルコトヲ得 Æ ノニ 對シテ亦刺繡ノ加工貿易ニ施行スル制度ヲ適用スヘシ、 兩締約國ハ加 工貿易中ニ於 ンカ為返還 フ 刺繍用材 v Æ

テ輸入シタル上再輸出スル刺繍工作ニ附帶スル型紙圖案紙ニ亦協稅免除ノ許容ヲナスヘシ

附屬王書

獣疫豫防ニ關スル協定

第 約國 理ヲ行 ノ國境ヲ通過 國境地方(國境地帶及自由 ヒ又ハ交尾、 スル 去勢、 コト ヲ得 檢量、 |地帶)ノ居住民ハ何時ニ 訪問並獸醫ノ診療ヲ受ケンカ爲所有ノ家畜ヲ連行 テモ 慶事ニ 使役シ叉ハ其ノ財 シテ爾! 產 ノ管

締約國 兩綿約圓ハ 八右交通 = 互ニ常該官廳ノ發給セル健康證明書ヲ伴 鯏 **>** 出來得 ル限 リ簡便規定ヲ設 ク へ ヒ放牧ノ為ニ連行スル動物

ロニ對シ

ラハ再輸出又ハ再輸入ノ保證ノ下ニ國境通過ヲ許可スヘシ

約國ハ各他方ノ原產動物ノ入牧ヲ許容シ得ヘキ地方ヲ推定シ同時ニ放牧季節ノ最長期間

ヺ

凡テ通報スヘシ

第三條乃至第七條ノ規定ハ季節放牧ニ對シテ適用スヘシ

家畜ノ國境通過ニ闘シテハ之ヲ入牧セントスル土地ノ市町村長ニ宛テ其ノ通過二十日

前ニ屆出ツヘシ

家畜所有者ノ住所氏名

屆出書ニハ左記ノ事項ヲ記載スヘシ

種 類

種類別ニ依ル頭敷

届出當時ニ於ケル家畜ノ滯留場所

家畜ヲ放牧スヘキ牧場名並ニ町村名

入牧ノ為家畜ノ經由スヘキ順路並ニ目的地ニ到着ノ為選ヒタル家畜移動ノ方法(徒步 依ルカ叉ハ鐵道ニ依ルカ等)

<u>۱</u> 目的 地 ノ國ノ輸入税協並國境到着ノ日程

市 町 |村長ハ之ヲ受理シタル後直ニ各稱約國ノ指定スヘキ主務官廳ニ提出スヘシ

第四 家畜 ノ國境通過ハ何時ニテモ關稅所在地ョリ又ハ可成稅關ニ 接近 セル所 3 リ行フヲ原

則

ŀ

ス

=

家畜 拉 v トヲ證 少クト ノ輸入ニ就テハ其ノ通過前五日以内ニ於テ獸醫官ノ作成セル檢疫證明書ヲ以テ共ノ健康 朔 Æ 四十日以來身體ニ傳染性病疫ナキ旨ノ證明ヲ申告當時ノ生産地町村ニテ受ケタ スルヲ要ス

際 炭疽病及其ノ症狀、 者シ家畜ノ生産地ノ之等病疫ノ指定地ニ這入ラサル場合ハ健康證明書發給 牛類ノ出血性敗血症。 顆粒腟炎、 豚ノ傳染病及狂犬病並結核症ノ發生ノ ァ 妨 ŀ ナラ

核症 ア検證 但シ獸醫官ハ此等病疫ノ發生ニ付證明書ニ記入スヘシ、又同一農家ノ群畜中ニ於 ハ入牧許可ニ對スル妨トナラス ケ ル結

ハ獸醫官ノ檢疫ヲ受クルヲ要シ獸醫官ハ之ニ添附ノ書類ヲモ

檢閱スヘシ

動物ノ輸入許可ヲ提案シ健康證明書ヲ主務官廳ニ提出スヘシ 書 類ニシ テ適法 作成セラレ且檢疫ノ結果凡テノ點ニ於テ健康ニ異狀ナキ場合ハ獸醫官

到着ス

ル家畜

第五 條 同一人ノ所有ユ屬シ同一ノ町村ニ連行スル家畜ニ對シラ ハ列記式ノ證明書ヲ交付スル

第六條 ŀ ¥ ヲ Æ 得其ノ他 家畜所有者 ノト 7 若シ牛 場合ニ آد 兩國 八各別 Ė ノ税關當局ニ對シ其ノ動 關スル場合ハ其ノ種類ノ外其ノ性年令及特徵及特質其 ノ證明書ヲ交付ス ヘシ 物 ノ明細目錄ヲ二通作成シ之ニ署名シ提出 (ア他懐)

態ニ關シ記載スへ

シ

第 七條 醫官 性病疫ノ後生ヲ見タル 八豫メ輸出 若シ放牧期間中群畜中ニ流行性病疫發生シ又ハ家畜ノ歸還ニ際シ通過スヘキ土 家畜 ノ歸還ニ際シテハ獸醫官ハ健康證明書ヲ家畜ノ連行者ニ返付スヘキモノトス、 ノ日附家畜ノ健康狀態竝ニ家畜ノ所在地ノ獸疫ニ關シテ該證明書ニ ŀ ¥ ハ生産國へノ歸還ハ止 ムヲ得サル例外ノ理由 (飼料 ノ不足時 地一 記述スへ 流行 锹

於テ凡テノ獸疫傳染豫防ニ對シ採ル可キ適當ノ處置ニ關シ協定スヘシ

不良等)

ノ正當ニ立證セラルルニ

非サレハ許容ス

ルコ

トヲ得ス、

兩締約國當局

八後者

ノ場合

締約

第八 顽 ヲ 附シ證明スル規定ヲ設クル權能ヲ保留 い各其 條 規定健康證明書ヲ有スル家畜 ノ領土ョ リ生産 ス ル家畜ノ同一物ナル ラー 日中ニ歸還スル日常ノ入牧ハ之ヲ許可スヘシ、 ス ョ ト ノ證標ヲナス爲ニハ其 ノ耳ニ金屬

八四

成 家畜ノ所有者ハ日還入牧ノ許可ヲ受クヘキ凡テノ動物ニ付精確ナル記述ヲ以テ明細目錄ヲ作 シ税 脇官吏ニ提出スヘシ

入牧期間中家畜ハ入牧地ニ於テ時々獸醫官ノ檢疫ヲ受クヘシ

第十條 第九條 テ前條規定ノ交通ヲ制限スルコトヲ得 兩締約國ハ前條ニ於テ取極メタル規定ノ外牛、 流行性、 獣疫養生シ又ハ發生ノ虞レアル場合ハ兩締約國ハ各自獣疫取締介ノ範圍ニ於 羊 山羊、 豚 馬 驢馬、 騾馬類二屬

法二 締約國ノ一方ノ領土ヨリ他方ノ領土 ス v 動物 對シテハ各自國法律ヲ施行スル ノ本體、 生産品及獸疫、傳染ノ發生原因トナルヘキ物件ノ通商ニ關スル獸疫 二輸入セラルル家畜ハ特ニ獸器官ノ檢疫ヲ受クヘシ、 トヲ 得 プ酸防

地 該家畜ハ健康 ŋ 連行 シ タル ラ證明 **_** トヲ證明 シ少クトモ四十日前以來何等ノ傳染性病疫ノ流行ヲ檢證 スヘキ獸醫官ノ簽給セ ル健康證明書ノ所持ヲ必要 セラレ ŀ ス サ リシ 土

病疾ナク現ニ國境ニ來著シタルトキ申告ノ正當責任ヲ以テ行ハレタル場合ハ何等ノ制限ヲ受 Ŀ 依 ラ生産 地方 ハ 凡テノ 、獸疫地 3 リ除外 ė ラル jν **=** ኑ ヲ 涩 明シ叉若シ該動物 = シ テ 傳 染性

兩

締

約國ノ

方ノ領土ヨリ生産ノ家畜類ニシテ又生産國ノ國法

基ク健康證

明

書ヲ

且

過 傳 通 セ 広 ラ 染病 過ヲ許可シ又 n y 歯 w 第三國 經 = ノ培養ニ 由ス 於テ ∌ n ۸, ٠, 仕向國 ŋ 締約 使用ス ⇉ 生產 ŀ ·ヲ得 國 ノ各種 へキ動 ノ家畜 ノ ---方 ラ領 物 ノ家畜ニシテ兩締約國ノ一 ノ輸入ヲ許可 ノ本體、 土 3 y 他 生産物及物件ニシ 方 ž ノ領土ヲ何等ノ jν **=** ŀ , 保證ヲナ 國ニ仕向ケラレ又ハ其ノ領土ヲ通 テ鉛 拘束ヲ受ク 対ヲ施 ス ~ * セ ŧ ル貨車 w 1 **=** ŀ ŀ ス Ė ナ 依リ ク 直 接通 運送

クル

=

トナク他

ノー方ノ領土ヲ直接通過ニ依リ經由スル

コトヲ得、

尙右

ニ對スル責任機闘

イ 之ヲ許容 U 過 地 シ スヘキモ 者シ兩締約國ノ一國ニ於ラ通過ヲ許シタル運送動物ノ他ノ一國ヲ通過ス 檢疫ノ結果傳染性 通過 家畜 通過許可申請ハ豫メ公文書ヲ以テ當局官廳ニ提出シ且家畜ノ種類、 仕出地、 ヲ行ハン 八官憲發給 スへ ノノ他 出 ト ス 發ノ日附並到着 ノ — ノ健康證明書ヲ伴フコ 病疾ノ診斷ヲ受ケタル場合ハ全部ノ輸送ヲ撤 ル通過締約國 國ヲ直接通過スル場合ニ對シテハ他 ノ年月日ヲ表示 ノ領土入境ニ當リ家畜ハ獸醫官ノ檢疫ヲ受クヘ ŀ スへ ŧ ŀ テー 國ニ於テハ左記ノ條件 瓜回スル 頭數、 J ^ * 生產地、 ・場合ニ ŧ **_**

八五

ハ他

ト岩

仕向

基

八六

コ ト

岩シ通 過ヲ希望スル國ノ原産家畜ニシテ獸疫ノ理由ニ依り通過ヲ禁止 サレ タル jįį

國ニ於テハ動物ノ健康狀態ノ如何ニ拘ラス其ノ通過ヲ許可スル

産物及物件ニシテ傳染病菌培養ニ使用スヘキモ 締約國ノー 通過 捌 國ノ領土ニ仕向ケ又ハ其ノ領土ヲ通過スヘキ第三國ニ於テ生産スル獸體、 シテ同一ノ規定ヲ適用スル Þ ノハ鉛封ヲ施シタル貨車ヲ以テ運这セ ラレ 其ノ生 Ħ.

通過國ノ通過ヲ許可シ仕向國ノ輸入ヲ許可スルコトノ確定セル場合ハ制限ナク他ノ一國ノ領 ヲ經由シ直接通過ヲナスコ トヲ得

第十三條 兩締約 國 兩締約國 ٠ 動物 ノ運送ニ使用スル物件(貨車等)ノ消毒ニ對シテハ充分ノ監督ヲ拂 獸疫豫防ニ闘シ自國法律ノ趣旨ニ從ヒ凡テ必要ナル處置ヲ採ル事ヲ協定 ヒ實行

兩締約國ハ通過物件ニ對スル禁止及制限ニ關シテハ其ノ都度電信ヲ以テ互ニ通報スヘシ

第十四條 ዹ jν ı 兩締約國 ŀ ラ保障 ٠, 自國家畜! 類 (ノ健康 ノ保全ニ對シ耳ニ協力スヘシ右ニ關シ發行 セ jν 報

若シ締約國ノ一 國ノ領土ニ於ラ牛ベスト又ハ流行性肺炎獸疲ノ發生シ又ハ國境地帶 エ於テ鷺

公報ヲ敏速

少ト

Æ

十四四

H

毎ニ交換ス

口瘡性ノ熱病ノ發生シタル場合ハ他ノ一國ノ中央主務官職ニ直ニ直接病疫ノ傳染狀態ニ付電

信ヲ以テ通報スヘキモノトス

尙匭境地帶ノ兩締約國行政當局ハ傳染性病疫ノ其ノ管轄區内ニ發生シタル場合ハ之ニ關スル

防疫施策ニ付直接協議スヘシ

證 締約國ノ一方ノ領土ニ生産スル家畜ニシテ他方ノ國境ヲ旣ニ通過シタルトキ傳染性病疫ヲ檢 セラレタル場合ニ該事實ニ付獸醫官ノ援助ヲ以テ調書ヲ作成スへ シ ・ 調書 ラ寫一 通 ハ 遲滯

ナク生産國ノ主務官廳ニ送達スヘシ

第十五條 囡 |タル限リ該領土ニモ均シク適用ス 本協約ノ規定ハ「リエクテンステイン」公爵領ノ「スイス」ト闘税同盟條款ヲ以テ締約

瑞四伊太利通商條約

西伊 太 利通 商 條 約

千九百二十三年二月八日以降效力 千九百二十三年十二月九日「イタリー」ニ依り批准 千九百二十三年二月 八 日 「スイス」ニ 依 リ 千九百二十三年一月二十 七日

議

定

批

准

扱及國庫縣郡及市町村ノ收入ノ為徽收スル消費税ニ關シ第三國ニ許容シ又ハ將來許容 税倉庫(之ニハ自由港、 依チ兩稀約國ハ各前記ノ關係ニ基キ特ニ本條約ニ規定シ又ハ規定ナキ關稅率ノ保證並徵收保 自由地帶又ハ私設保税倉庫ヲ含ム)内國稅、 通關、 手續、 税崩ノ取 セ

第一條

兩編約國ハ輸出輸入並通過貿易ニ關シ最惠國ノ權利及取扱ヲ相互ニ保障ス

發生

税同盟!結果既ニ締盟國ノ一國ニ依テ議定シ又ハ將來協定スヘキ便益ヲ除外ス 但 スル凡テノ特權並便益ヲ無償ニテ他 シ陸境通商ヲ容易ナラシ ムカ爲他ノ接境國ニ對シ現ニ許容シ又ハ將來許容スへキ便益竝關 ノ一國ニ對シテ直ニ 均霑 מנ ラ協約

·Ŀ

シ <u>ہ</u>

⇉

ŀ

ン ŀ

コトヲ保證 兩稀約國ハ輸入輸出又ハ通過ノ何レカノ禁止又ハ制限ニ依り相互ノ貿易ヲ阻害セサル

但シ左記ノ場合ニハ之ヲ除外ス

異常時ニ於ケル軍需品コ關スル場合

二、公安ヲ保持スルノ理由ニ基ク場合

衛生警察及動植物ノ疾病害虫ノ防禦又ハ其ノ他一切ノ有害物ヲ防止スルニ必要ナル取締

四、政府ノ専賣ニ闘スル場合

場合

第三條 「スイス」生産又ハ製造品ニ對スル「イタリー」ニ於ケル輸入税ハ本條約附屬A書ノ税率

表掲記ノ税率ニ依リ又「イタリー」生産又ハ製造品ニ對スル「スイス」ニ於ケル輸入税 ハ本條約

第四條 附属B書ノ税率表掲記ノ税率ニ依リ課税ヲ行ヒ右附属書規定ノ税率ヲ超過 兩國間 岩シ ノ通商ニ於ケル輸出税ハ附屬B及D書規定ノ税率ヲ超過スルコト 締約國ノ一 國ニシテ第三國ノ生産物ニ對シ締約國ノ他 ノ一國ノ生産又ハ ・ヲ得ス スルコト ヲ得ス 製 造

對シテ適用スルヨリモ高率ノ關稅ヲ課シ又ハ第三國ノ一國ノ貨物ニ對シ締約國ノ一國

ア同

第五條 貨物 件 此 認 生産品ェ適 調ヲ以テ上記條件ノ具備ノ檢證ニ關シテハ國境ニ於ケル取締手續ヲ輸出國當局ニ依 輸入許可ヲ與フヘキトキハ此等ノ規定ヲ施行セントスル國 生庫原地證明書ノ交付ニ對シ又ハ輸入國ヨリ要求セラルへキ領事ノ證明ニ對 = 設定セ チ ラルヘキ主務官廳ノ發給 般規定ノ手續ニ關シ他ノ一國ノ政府ノ了解ヲ得ヘキモノトス、此ノ場合ニハ兩稀約國 スル場合ニ於テモ輸入國ハ其ノ正確ヲ審査シ又貨物ノ同一 **ノ種ノ協定ハ稅關機關ノ貨物ノ分類上執行スル檢査ニ對シテハ何等ノ制限ヲ加フル** 指定セル當該機關 對シー法ヲ超過スル ノ生産原地證明又ハ該證明書ニ關シ疑義ヲ生シタル場合ハ輸入國ノ要求ニ依リ兩國協定 兩締約國 ラレタル證明ニ依リテ簡便ナラシム樣審議スヘシ、此等證明書ノ提出ヲ以テ之ヲ是 用 スル最低税率ニ對シ又ハ其ノ輸入許可ニ對シ必要ニ應シ兩締約國政府問 ノ何レカノ國ニ於テ或稱貨物 ||八監督ノ下ニ輸出國ニ於ヲ之カ檢證ヲナスヘキ **-**トヲ得ス スル生産原地證明書ノ提出ヲ要求スル權限ヲ有ス ノ組織及性狀ニ鼬スル特殊條件ノ具備 しノ政府 ヲ檢査スル ハ右ニ關 Æ シト ノ權限ヲ保留スヘ スル ス スル手敷料 凡テノ シ リテ正當 ニ依リテ 規則 **⊒** ŀ **八協** シ 妏 7

種貨物コ施行セサル輸入ノ禁止又ハ制限ヲ適用スル場合ハ當該國ハ稀約國ノ他ノ一

团

九二

J

第六條 **稍及絹製又ハ絹入交緘ノ各種ノ物品ニシテ漂白、** 染色、染換、 捺染練上叉ハ其ノ他ノ

工程即サ仕上加工ヲナサムカ為締約國ノ一方ヨリ他ノ一國ニ輸入シ次ニ加工後輸出國ニ再輸

ススルモノニ對シテハ凡テノ輸出輸入**税**ヲ免除ス

第七條 必要ノ許可ナクシテ相互自國領土ニ輸入スルコトヲ承認ス但シ此ノ場合ニハ兩國間ニ協定 兩編約國ハ他ノ一國ニ於ラ生産スル凡ラノ樂材及製樂ニ對シテハ特ニ衛生保健 化二對ス

凡ラ쀙合薬ハ各容器ニ左記ノ事項ヲ精確ニ表示セル貼札ヲ附スヘシ

セ

ル取締規定ヲ適用スヘシ

製樂ニ含有スル品名(醫樂學上呼稱ノ慣例ニ依ル)

右樂材及製樂ニハ血清樂、 前記物品ノ分量 毒藥、 ワクシン及其ノ類似品ハ之ヲ除ク

间 兩締約國ノ一 便益ノ取扱ヲ享クヘシ 國ヨリ他ノ一 國ニ輸入スル製薬ハ他ノ一國ニ於ラハ原則トシラ内國産ノ製薬ト

兩輪約國ハ通過ニ依ル各種ノ貨物ハ直接通過スルモノ又ハ其ノ通過中荷卸庫入及再ヒ

荷積ヲナスモノト難凡テノ通過税ヲ互ニ免除スヘシ

第九條 「デシャホダーザユ」又ハ其ノ他ノ裝置ヲナセルモノニ積込タルトキ該貨物ノ通闘ヲナス場合 ヲ保障 兩締約國 此等裝置目的ノ明カニ此ノ種貨物ノ運送ニ貨車ヲ充當シ且運送中積荷ヲ保全セムトスルノ 總量ニ依リ課税スヘキ巨大重量ノ貨物ヲ受容器ノ据付ナキ貨車ニテ固定又ハ移動式ノ ハ通過ニ對シ其ノ障碍トナルヘキ諸般ノ手續ヲ强要シ又ハ其ノ制限ヲ加ヘサルコト

他 量 佴 外ニアラサルコトヲ認メラレタルモノニ對シテハ「デシャホダージユ」又ハ其ノ他ノ裝置ノ重 ラ加算 |シ移動式ニ依り貨車ニ据付タル「デシャ ボダージュ」又ハ其ノ他ノ裝置ニシテ貨車ヨリ分離 ノ装置ハ貨車全體ノ部分ト認メ規定ニ依ルヘシ 「セスシテ課税ノ決定ヲナスモノトス右ノ場合ニ於テハ「デシヤホダージユ」又ハ其ノ

ル貨物ニ對シ自國内ノ生産品ニ課スルヨリモ過重又ハ高率ノ税ヲ賦課スル ß 相當スル擔保ヲ提供セシ n |後何等カノ使用ニ堪へルモノナル場合ハ稅闘ハ該品ノ別途輸入セラル際ニ課スヘキ稅 兩締約國ハ或種貨物ノ生産、 ムル権限ヲ保留スヘシ 製造又ハ消費ニ對スル課税ヲ締約國ノ他ノ一國ヨリ輸入 3 ኑ ヲ得

ノ承認ナク輸

H

目

=

第十一 第十二條 物 但 全部ノ戾稅ヲナス セ ラ ジ 生産 シ貨物ノ内國 スル獎勵 Þ 政府ノ専賣品タル物品並該專賣品ノ製造原料品ニ對シテハ内國生産ノ同種物品又ハ ル物品ヲ以テ製造シタル貨物又ハ上記ノ課稅ヲ受ケタル物品ノ輸出ニ 及製造ニ 兩締約國ハ各如 金ヲ交付ス ニ於ラ生産义ハ製造ノ為使用セラン 對シ コトヲ得 使用 jν 何ナル品 # ŀ セラレ ヲ 得 タ 'n 物品ニ對シ課シタル内國稅 モ亦如何ナル事由ニ依ルモ他ノ一國 タル物品ニ對シテ課シタル關稅並 八上記脳税又ハ内 當リー 阈 部又ハ 同一货 税ヲ課

但シ右課税ヲ受ケタル物品ノ規定期間内ニ於ヲ專賣品以外ノ製造セラレ 原料品ニ對シテ課税ヲナササル場合ト雖專賣保障ニ對スル輸入附加稅ヲ課ス ŀ ŧ 本税ノ拂戻ヲナスへ シ タル N = ŀ **=** ヲ證明ス ŀ 7 得

jν

第十四條 内國税ヲ課 課 ス 「イタリー」ニ於テ金、銀「プラチン」ノ工作品 檘 兩 締約 限ヲ保留 Ł ラ 國 w ~ 他ノー キ原料ヲ以テ製造シタル物品ニ對シテハ内國稅ノ負擔率ニ相當スル ス ^ 國 り輸入ノ製造税又ハ其ノ他 (裝身具、 ノ内國税ヲ課セ 金銀細工品、 ラル ル物 資玉細工品度 品叉八該 棚稅

7

中時計文《時計側等) 對シテハ「イタリー」ノ製品ニ ニ對シ强制檢査ヲ施行スル場合ニモ「スイス」ヨリ輸入スル同種工作品 對スル 3 リ髙率ノ税ヲ賦課シ又檢査手續ヲ嚴重ニス ル事 ナ シ

第十五條 認 メラレ 兩締約國 w 通路 ハ兩國ヲ聯絡スル道路ノ主要通路ニハ關稅徵收ニ關シ又通過貿易路ト 通過手續ノ取扱ニ 關シ正當ニ認可セラレタル國境稅關ヲ設置 シ維 持ス シテ

מנ コトヲ協約

シ

夕

= ۱۹ر

第十六條 各種貿易上必要ナル通關上ノ手續ニ關シテハ兩國共出來得ル限リ簡便迅速ナラシムへ ∄ リ生産 **國境ニ於ケル通過ヲ容易ナラシメンカ爲國境ノ兩側** スル左記ノ物件ニシテ他國側ノ地帶内ノ住民ノ生産シテ輸入スル 十 IJ بر ا ŀ Æ v ノニ對 ノ地帶内 シテ プ土地 、 互

輸入輸出又ハ通過税ヲ発除

東叉ハ穂ノ穀物

乾草葉及飼料用: 緑草

生 無包裝叉 菜 ٠, 單ニロヲ開キタル囊义ハ籠ニ入レタル生果及其ノ他ノ生ノ葡萄 シ

左記 ノ物品ニ 對シテ亦冤稅ヲナスへ

肥料。 放各種農業用具 シ凡テ該土地ノ耕作ニ使用スル之等ノ物件ニ對シテハ取締法規ヲ設ケ違反ノ場合ニハ之ヲ 沼澤ノ泥土、 摩埃、 播種用種子、苗、 棒桿、 葡萄樹ノ支柱、芬働者ノ日用食料品動物

處罰スルノ權限ヲ保留シ又動物及農業用具ニ對シテハ再輸出又ハ再輸入ノ義務ヲ負擔セシム

仴

同一ノ利益ヲ享受スルモノト 施行スル行政上又ハ警察上ノ諸法規ニ支配セラルル條件ノ下ニ該土地ニ居住スル内國 ス 臣民人

他國内ニ居住スル之等土地ノ所有權者又ハ耕作者ハ其ノ財産ノ利用ニ

對シテハ常該國臣民

第十七條 八夏季放牧 處罰スルノ権限ヲ保留シ次ニ 兩稀約國ハ規定期間内ニ於ケル再輸出ヲ條件トシ叉取締規定ニ基キ違反ノ場合ハ之 ノ爲兩編約國ノー 國ノ領土ヨリ他ノ領土ニ運行セラルル動物ニ對シテハ互ニ輸 述フル規定ニ準據シテ「アルプス」牧場ニ入牧ノ為又冬越 ア為

以テ決定スヘシ 兩締約國 |小稀約國ノ一方ヨリ他方ニ前記目的ヲ以テスル輸入許可ニ關スル條件| = 闘シ協調

出及輸入税ヲ莬除

ス

シ

十八條 兩編約國ハ編約國ノ一國ヨリ他ノ一國ニ單ニ人又ハ貨物ヲ運搬スル目的ヲ以テ國境

月 7 通過ス ノ期間内 ル各種ノ運搬用物件 ニ之ヲ再輸出又ハ再輸入ヲナシ且同一 (自轉車、 自動車、 物件ノ證據ノ提示ヲ條件ト 自動自轉車ヲ含ム)並動物ニ對シ シ ラ発税 テ ハ六ケ ピノ 取扱

前項揭記 ノ運搬用物件ニシラ締約國ノ一國ヨリ他ノ一國ニ人又ハ貨物ヲ運送セルモノハ 其ノ

ノ下ニ許可スヘシ

ナ

スへ

シ

上記運搬用物件ニ有スル運搬中使用ノ繋駕及附屬品ノ假輸スニ陽シテ亦同

一條件

概ヲ失 各 歸還ニ當リ新ニ積載物件ヲ有スル場合ト雖該物件ノ積載場所ノ如何ニ拘ラス規定免稅ノ請求 種引越 ス ノ車輛並框へ道路ヨリ又ハ鐵道ニ依リ國境ヲ通過スル場合ニ於テモ本條ノ規定ヲ適

第十九條 用 スル 3 兩編約 トヲ得 國ハ十二ヶ月ノ期間内ニ再輸出又ハ再輸入ヲナシ且同一物 ノ證據ヲナスニ於

チ 、左記 修繕 ラ目的 ア物件 ŀ ス 對シ互ニ凡テノ輸出及輸入稅ヲ冤除スル jν 物件 **=** ŀ ヲ規定ス

脚税ヲ課セラル可キ見本品(旅商ノ見本品ヲ含ム但シ食料品、 飲料及煙草ヲ除ク)

組立、 スイス」ヨリ「イタリー」ニ途付シ若ハ携帶輸入スル機械器具 試驗、 修理又ハ其ノ他類似ノ作業ヲ完成スル爲「イタリー」ヨリ ス

四、

Ħ 兩締約國ハ六ケ月ノ期間内ニ再輸出又ハ再輸入ヲナシ且同一物ノ立證ヲナスニ於テハ左記ノ 鋳物工場ニ使用スル木又ハ其ノ他ノ材料ニテ製造スル型

試験ノ為兩國ノ一方ヨリ他方ニ送ラルル部分品(例へハ機械ノ台ニ使用スヘキ木材等)

物件ニモ

凡テ輸出輸入税ヲ発除スヘシ

第十五條ノ追加規定ニ揭ケタル稅闘ハ 輸入スル 物件ヲ塡充シテ再輸出センカ爲空虚ニテ輸入シ义ハ物件ヲ塡充シテ輸出シタル後空虚ニ ニテ製シタルモノ)籠、 Æ 1 ニシテ旣ニ使用シタル標記ヲ有スル袋、 大瓶及其ノ他 本條約 ラ類似 ノ容器 1 施行ト同時ニ本條ノ揭記ノ物件ノ假輸入ヲ 箱、樽(木、鐵、土又ハ其ノ他ノ材料 テ再

jį:

必要ヲ生シタル場合ハ税關ニ於テ已ニ之カ檢査ヲ行ヒ又闘税ヲ徴收シタル 人(名宛人) ノ長ヨリ遅滯ナク許可スへキ必要ノ權限ヲ具備 兩編約國ノ一國ヨリ 他ノ一國ニ發送 セラレ未 ヨリ其ノ引取ヲ拒絕セラレ又ハ 其ノ他ノ事由ニ依リ發送原地 スへ Þ 税闘ニ 藏置 セラレ 1 Ø 荷出人ニ n 貨物 返送 荷受

場合ト雖輸入稅不

納ノ儙义ハ旣納ノ關稅ノ拂戾ヲ受ケ該貨物ノ到着セルトキト同一狀態ニ於テ再輸出スル ヲ得 **_**

ŀ

第二十一條 國ノ領土内ニ於ケル規定ノ手續ヲ了シ自己ノ商業用工業用又ハ其ノ他ノ事業ノ爲買入ヲナシ リ生スル便益ヲ享受シ他ノ一國ニ於テハ自國當局官憲ノ簽給セル身分證明書ヲ提出シ當該 兩締約國ノ一國ノ貿易業者製造業者及其ノ他ノ産業者並此等ノ旅商ハ最惠國協約

前項規定ノ身分證明書ハ附屬E書ニ規定スル書式ニ依り作成スヘシ兩國ノ一國ニ於テ 右ノ場合ニハ 許可セラレ 如何ナル名目ニ於テモ課税ヲ行ハサルモノトス、此等旅商ハ當該 タル場合ノ外見本又ハ雛形(商品ニアラサル)ヲ携帶スルコトヲ得ヘシ 國ノ自國旅 ٠, 他ノ

又商品ヲ職業用或ハ工業用トナシ又ハ轉賣スル人又ハ商社ニ於テ注文ヲ聚集スルコト

- ヲ得且

許可 締 國 約國 セル ニ於ラ發給セラレタル該證明書ノ提出ニ對シ前項ノ規定ニ基ク賣買行為ヲ當該國ニ於テ 證明書ヲ新ニ旅商ニ交付スヘシ 巡廻工業者行府 人及商工 業ヲ營マ サル所ニ於ラ注文聚集ヲナス ŧ ノニ對 テ 、が前

記 規定 ノ適用ヲ行 兩締約國 ٧, ٠, ス且之ニ 兩國ノ法合ヲ以テ定メタル例外及制限ヲ除キ 闘シテハ 自國 法律ノ完全ナル自 由ヲ保留 締 約國一 ス 國ノ法令

九九

仮リ

第二十三條 裁判ニ該紛議ヲ附サムコトヲ要求シタル場合ハ他ノ一國ハ之ニ同意スヘキモノ 其ノ領有地ノ法律(財政法律ヲ含ム)ヲ遵守スルノ條件ノ下ニ相互ニ之ヲ認ムルコ **權及其經濟行為ノ實行權並其凡ティ他ノ權利及原告者ハ被告トシテノ訴訟權ヲ單ニ當該國及** 許可設定セラレタル凡ラノ匿名會社組合商工業會社及金融會社(公私設ノ保險會社ヲ含ム)ニ 對シテハ凡テ最惠國ノ取扱ヲ保證シ他ノ一國ノ領土又ハ領有地ニ之ヵ設置權其ノ支店ノ創立 條約ノ解釋 本條約(附屬A書乃至F書ヲ含s)ノ解釋ニ關シ異議ヲ生シ兩編國ノ一 錋 スル モノナ ルヤヲ認識スヘキ先決問題ニ關シ亦同シ仲裁裁判ノ判決 ኑ ス 國ョ ŀ ・ヲ協約 該 y

第二十四條 兩國共 ニー旦立法上ノ手續ヲ完了シタル後「ベルン」ニ於テ交換スヘシ 本條約ハ千九百二十三年二月二十日ョリ其 ノ效力ヲ發生スヘシ 之ニ뭶スル 批 准べ

執行

ノ效力ヲ發生

ر:

强制

紛議

仲 裁

ス

本 破棄 場合ニ於テモ 條約 **ハ其ノ效力優生後一年ノ** ノ通告ヲナサ 破棄ノ通告ヲ受ケタル後六ヶ月間 サ w ŀ ŧ 八協約 期間ニ 默認更新ヲ以テ未定期 對シ締結ス、但シ該期間滿了前六ヶ月間 、其 ノ效力ヲ有スル 間 ラ延長 スへ シ本條約 = 於 い如何ナ テ本條約

Æ ,

ŀ ス

右ノ證トシ兩稀約國全機委員ハ左ニ署名關印スルモ ノナ 'n

「スリック」ニ於テ千九百二十三年一月二十七日此ノ正本二通ヲ調製ス

アルフンツト、 フレリ

エルネスト、 ロール

エルネスト。

ガスマン

ウエテール

ルシオク

アンゼロ・デイ、

ノラ

カルユクシ

jν

, ゲ エ ストク

カルチ

追加施行規定

(附屬A、B、C、D書譯文省略)

附

屬

F

書

0

第二條ニ關スル件

的ヲ以テ其ノ禁止又ハ制限ノ事由トナルヘキ例外的事情ノ存績ノ絕對必要ナラサル限リ如何ナ 兩締約國ハ本日協定シタル通商條約第二條第一項ニ設定セル原則ヲ最モ公正迅速ニ實施スル日 輸入輸出及通過貿易ノ禁止又ハ制限ヲモ維持シ又ハ制定セサルコトヲ協定ス

第三條ニ闢スル件

自國ノ紙幣ニテ納入スルコトヲ得但シ此ノ場合ニハ右紙幣ノ當時ノ價格ノ低下ニ伴フ打步ヲモ 締締國ノ何レカノ國ヨリ關稅ノ納入ヲ金貨ニテナス可キコトヲ要求セラレタル場合ニ該稅金ヲ 兩稀稀國ハ相互ニ最惠國待遇ヲ凡テ保障シ輸出輸入稅ヲ金貨ニテ徴收スル權限ヲ保留ス但シ兩

第十五條ニ関スル件

納入スヘキモノト

兩締約國ハチアソ・スタジオネ」、「ポンテ・チアソ」、「ルイノ」及「ドモドツサ」二於ケル「イタリ

各種貿易ニ於ケル貨物ノ通關並稅關ノ執務上ニ關スル各般ノ稅務法規ノ施行ニ必要ナル ー」税關及「スタジオネ」゙「チアソ・ストラダ」゙「ルイノ」及「ブリグエ」ニ相當スル「スイス」税關 權 限ラ

保持セシ

۷. ~

¥ =

トヲ協約ス、但シ「シムプロン」、「ブリゲ」及「ドモドサツク」間ノ鐵道沿線

於テ取扱フへキ關稅事務ニ關シ規定セル千九百六年三月二十四日附協約ハ其ノ施行ヲ存績スへ 尙兩稀約國ノ各稅崩ハ或種貨物又ハ或種貨物ノ分類ニ關シ他ノ一國人民ノ照會ニ對シ囘答スへ シ衛生及警察ニ闘スル凡テノ法合ノ施行ハ前記税闘ニ於テ當局機闘ニ依り施行スル ŀ · ヲ 得

第二十三條ニ闢スル件

仲裁裁判ノ組織及手續ニ關シテハ左ノ如ク協約ス

ニ於テ一名ノ委員ヲ任命スヘシ 仲裁裁判ハ三名ノ委員ニテ組織スヘシ兩國ハ各仲裁裁判ノ要求ヲ受ケタル日ヨリ十五日間

係爭國ノ一國ノ臣民ニ非サルモノニシテ其ノ領土内ニ居住セサルモノタルコト ヲ要ス若シ八

右ノ二名ノ仲裁裁判委員ハー名ノ採決仲裁裁判委員ヲ選任スヘシ但シ

該採決仲裁裁判委員へ

日間ノ期限内ニ於テ其 ノ裁決仲裁員ノ選任ニ闘シ協調ヲ見サル場合ハ直ニ「ラ・ヘイ」ニ於ケ

採決仲裁裁判委員ハ裁判ヲ總理シ其ノ判決ハ多數決ニ依ルヘシ

ル常置仲裁裁判所ノ行政委員會長ニ之カ選任ヲ委任スヘシ

初囘ノ仲裁裁判ハ被告側ノ締約國ノ領土内ニ於ヲ開キ以下順次兩國領土内ニ各自指定ノ都

市ニ交互ニ開クヘシ此ノ場合當該國ハ裁判ノ執務上必要ノ場所及事務並其ノ他ノ用辨ニ必要 人員ヲ提供スヘ シ

ナ

v

ク

_

ŀ

兩締約國

二 仲

裁裁判ノ訴誣手續ニ關シテハ特別ノ場合毎ニ又ハ各般ノ場合ニ對シテー回開

當時 國 トモ何等異議ナキ場合ハ文書ヲ以テ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前記第二ノ規定ハ單ニ 'ノ事情ニ依リ必要ノ程度ニ於テノミ其ノ適用ヲ受クヘシ **ヲ承認シ此ノ種協定ナキ場合ハ仲裁裁判所自ラ訴訟手續ヲ定ムヘシ訴訟手續ハ岩** シ兩

四、證人及鑑定人ノ召喚及聽取ニ對シテハ仲裁裁判ノ兩國政府ニ宛テタル請求ニ依リ兩締約國 ノ當局ハ各自國民事裁判ノ證人召喚ト同一方法ニテ法權ヲ執行スヘシ

附記

現行通商條約ノ批准交換ハ千九百二十四年三月十八日「ベルン」ニ於ラ行ハレタリ

